



発行 新潟県  
号外 2  
平成26年 3月31日  
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 15 新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（大学・私学振興課）
- 16 新潟県行政財産使用料を定める規則の一部を改正する規則（管財課）
- 17 新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課）
- 18 新潟県薬事法施行細則の一部を改正する規則（医務薬事課）
- 19 新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医師・看護職員確保対策課）
- 20 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（障害福祉課）
- 21 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）
- 22 新潟県起業化支援・交流拠点施設規則の一部を改正する規則（産業政策課）
- 23 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則（産業振興課）
- 24 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業立地課）
- 25 新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（職業能力開発課）
- 26 新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を改正する規則（畜産課）
- 27 新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市整備課）
- 28 新潟コンベンションセンター等規則の一部を改正する規則（港湾振興課）
- 29 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

- 505 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（産業振興課）
- 506 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則第4条の規定により当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（産業振興課）
- 507 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額の廃止（産業振興課）
- 508 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額の廃止（産業振興課）

教育委員会規則

- 3 新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則（保健体育課）
- 4 新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則（財務課）
- 5 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の運営等に関する規則（高等学校教育課）

規 則

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第15号**

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（県が出資した土地及び建物の処分等に係る協議） <b>第18条</b> 法人は、県が出資した土地又は建物の全部又は一部の処分等をしようとするとき（ <u>法第44条第1項本文及びただし書に規定するときを除く。</u> ）は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。 2 （略）	（県が出資した土地及び建物の処分等に係る協議） <b>第18条</b> 法人は、県が出資した土地又は建物の全部又は一部の処分等をしようとするとき（ <u>法第44条第1項に規定するときを除く。</u> ）は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。 2 （略）

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

新潟県行政財産使用料を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第16号**

新潟県行政財産使用料を定める規則の一部を改正する規則

新潟県行政財産使用料を定める規則（昭和60年新潟県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前							
新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）別表に定めのない行政財産使用料を次のように定める。				新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）別表に定めのない行政財産使用料を次のように定める。							
区分	使用の種類 用途 名称		単位	使用料 (単位 円)		区分	使用の種類 用途 名称		単位	使用料 (単位 円)	
土地	駐車場	新潟県庁 舎県職員 等駐車場	(略)	37,800		土地	駐車場	新潟県庁 舎県職員 等駐車場	(略)	36,720	
	(略)			(略)			(略)			(略)	
(略)				(略)							
<b>備考</b>				<b>備考</b>							
土地（用途が駐車場の場合に限る。）の使用許可期間が1年に満たないときは、その使用料は、月割計算とし、1月に満たないものは、1月として計算する。ただし、使用許可期間が10日以内のときは <u>1,050円</u> とし、10日を超え20日以内のときは <u>2,100円</u> とする。				土地（用途が駐車場の場合に限る。）の使用許可期間が1年に満たないときは、その使用料は、月割計算とし、1月に満たないものは、1月として計算する。ただし、使用許可期間が10日以内のときは <u>1,020円</u> とし、10日を超え20日以内のときは <u>2,040円</u> とする。							

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第17号

新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県民会館条例施行規則（昭和42年新潟県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別表（第7条、第10条関係）

設 備 品 名		使 用 料		備 考
		単 位	金 額 (円)	
大ホール 舞台	映 写 ス ク リ ー ン	1 式	2,380	
	し や 幕	1 張	1,180	
	大 黒 幕	〃	1,180	
	暗 転 幕	〃	1,180	
	第 1 中 割 幕	〃	1,180	
	第 2 中 割 幕	〃	1,180	
	浅 黄 幕	〃	1,180	
	第 1 せり上げ装置	1 基	2,380	
	第 2 せり上げ装置	〃	2,380	
	ピアノせり上げ装置	〃	1,180	
	オーケストラせり上げ装置	〃	7,190	
	音 響 反 射 板	1 式	7,190	
	松 羽 目	〃	2,380	
	仮 設 花 道	〃	6,010	
	能 舞 台	〃	15,000	所作台を含まない。
	所 作 台	1 枚	420	
	つ り バ ト ン	1 本	240	
	平 台 (大)	1 台	420	
	キャスター付き平台 (小)	〃	420	
	キャスター付き平台 (中)	〃	770	
キャスター付き平台 (大)	〃	1,020		
バ レ エ 用 マ ッ ト	1 式	5,950		
演 台 (大)	1 卓	1,900	花台付き	
小ホール 舞台	し や 幕	1 張	770	
	大 黒 幕	〃	770	
	暗 転 幕	〃	770	
	松 羽 目	1 式	1,180	
	所 作 台	1 枚	360	
	つ り バ ト ン	1 本	190	
大・小ホ ール舞台 共通	開 き 足	1 脚	190	
	箱 足	1 個	190	
	メ ク リ 台	1 台	110	
	人 形 立 て	1 本	190	
	平 台 (中)	1 台	240	
	平 台 (小)	〃	120	
	階 段 (大)	〃	370	
	階 段 (小)	〃	120	
	山 台 用 毛 せ ん	1 枚	770	
	山 台 用 座 布 団	〃	240	

	上敷き	1巻	1,180	
	金びょうぶ	半双	1,180	
	銀びょうぶ	〃	1,180	
	鳥の子びょうぶ	〃	1,180	
	大太鼓	1個	1,180	
	指揮台	1台	420	指揮者用譜面台付き
	譜面台	1本	190	
	譜面台用ランプ	1個	190	
	オーケストラ用椅子	1脚	110	
	討議用テーブル	1卓	1,180	
	演台(中)	〃	1,180	花台付き
	演台(座)	〃	1,180	
	解説台(立)	〃	1,020	
	解説台(座)	〃	660	
	長机	〃	240	
	姿見	1面	1,180	
大ホール 照明	調光装置	1式	7,180	
	作業灯	〃	1,180	
	反射板ライト	〃	3,560	
	ボーダーライト	1列	1,180	カラーフィルターを含まない。
	アッパーホリゾントライト	〃	2,380	〃
	ロアーホリゾントライト	〃	2,380	〃
	フットライト	〃	1,180	〃
	ピンスポットライト	1台	3,630	〃
	スポットライト(2キロワット以上)	〃	360	〃
小ホール 照明	調光装置	1式	3,630	
	作業灯	〃	770	
	ボーダーライト	1列	770	カラーフィルターを含まない。
	アッパーホリゾントライト	〃	770	〃
	ロアーホリゾントライト	〃	770	〃
	ピンスポットライト	1台	1,150	〃
大・小ホール 照明 共通	ストリップライト(1.8メートル)	1本	420	カラーフィルターを含まない。
	スタンダード	〃	240	
	R型ベース	〃	190	
	エフェクトマシンA	1台	1,420	スポットライト付き
	エフェクトマシンB	〃	1,180	
	ストロボスコープ	〃	2,380	
	ミラーボール	〃	1,180	
	ブラックライト	1本	420	
	スライドキャリア	1個	770	
	種板	1枚	310	
	サキダマ	1個	240	
	スポットライト(1キロワット以上2キロワット未満)	1台	240	カラーフィルターを含まない。
	スポットライト(1キロワット未満)	〃	160	〃
映写	映写機16ミリ(大ホール)	1台	6,010	
	映写機16ミリ(小ホール)	〃	4,810	

	スライド機	〃	1,180		
	オーバーヘッドプロジェクター	〃	1,180		
	可搬式映写スクリーン	1式	420		
大ホール 音響	拡声装置	1式	7,190	アナウンスマイク付き	
	エレベーター	1基	1,180		
	効果用スピーカー	1台	770		
	マルチシステム	1式	7,490		
小ホール 音響	拡声装置	1式	3,630	アナウンスマイク付き	
	マルチシステム	〃	2,500		
大・小ホ ール音響 共通	ワイヤレス送受信装置	1チャンネル	2,380		
	C D プレイヤー	1台	1,180		
	インカムセット	〃	1,180		
	オープン式テープレコーダー	〃	1,960		
	カセット式テープレコーダー	〃	1,180		
	M D デッキ	〃	1,180		
	D A T	〃	1,960		
	16CHコンソール	1式	2,030		
	8CHコンソール	〃	1,090		
	モニタースピーカー(大)	1台	2,250		
	モニタースピーカー(中)	〃	1,490		
	モニタースピーカー(小)	〃	1,020		
	マイクrohン	1本	1,180		
	マイクスタンド	〃	420		
	特殊機器	1台	1,490		
	持込機器用テーブル	〃	770		
	スピーカー台	〃	1,020		
	楽器	スタンウェイピアノ	1台	14,400	
		ベーゼンドルファーピアノ	〃	9,630	
国産グランドピアノ		〃	4,810		
アップライトピアノ		〃	3,630		
ギャラリー	展示パネル	1枚	190		
	展示品置台	1台	100		
	スポットライト	〃	210		
その他共 通	移動用拡声装置	1式	2,960		
	レーザーポインター	1個	160		
	自立式展示パネル	1枚	60		
持込み機 器	照明機器	1キロワット	160		
	音響機器	1口	160		
	その他	1台	160	1キロワット以内	

注 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定する。ただし、ギャラリーにおける付属設備の使用については、午前9時から午後5時までを1回とする。

2 使用時間が1に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定(第7条に係る場合に限る。)は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定（第10条に係る場合に限る。）は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。

新潟県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 新潟県規則第18号

新潟県薬事法施行細則の一部を改正する規則

新潟県薬事法施行細則（昭和36年新潟県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（管理医療機器の販売業又は賃貸業の変更の届出）</p> <p><b>第11条</b> 法第40条第2項において準用する法第10条第1項の規定による変更の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（事務処理の特例）</p> <p><b>第26条</b> 条例第3条第36号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>（管理医療機器の販売業又は賃貸業の変更の届出）</p> <p><b>第11条</b> 法第40条第2項において準用する法第10条の規定による変更の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（事務処理の特例）</p> <p><b>第26条</b> 条例第3条第40号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

#### 附 則

この規則は、平成26年6月12日から施行する。

新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第19号**

新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（修学資金の貸与の申請）</p> <p><b>第 2 条</b> 条例第 2 条の規定による修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定める申請書を養成施設の長（<u>大学院修士課程に係る貸与に係る場合にあっては、当該大学の長。以下同じ。</u>）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（修学資金の貸与）</p> <p><b>第 4 条</b> 修学資金は、<u>毎月20日まで</u>に当月分を本人に貸与する。ただし、特別の事情があるときは、2 月分以上を合わせて貸与することができる。</p> <p style="text-align: center;">（異動等の届出）</p> <p><b>第 5 条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前 2 項の規定による提出は、養成施設（<u>大学院修士課程に係る貸与にあつては、当該大学院修士課程</u>）に在学している者に係るものにあつては、養成施設の長を経由して行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（修学資金の貸与の申請）</p> <p><b>第 2 条</b> 条例第 2 条の規定による修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定める申請書を養成施設の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（修学資金の貸与）</p> <p><b>第 4 条</b> 修学資金は、<u>毎月のはじめ</u>に当月分を本人に貸与する。ただし、特別の事情があるときは、2 月分以上を合わせて貸与することができる。</p> <p style="text-align: center;">（異動等の届出）</p> <p><b>第 5 条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前 2 項の規定による提出は、養成施設に在学している者に係るものにあつては、養成施設の長を経由して行うものとする。</p>

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。  
（新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部改正）
- 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成23年新潟県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。  
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前			
<p style="text-align: center;">（新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の準用）</p> <p><b>第 6 条</b> 新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）第 7 条から第10条までの規定は、臨時貸与条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の返還債務の免除の申請、返還債務の履行猶予の申請、返還債務の免除等の決定及び通知並びに返還届の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の準用）</p> <p><b>第 6 条</b> 新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）<u>第 4 条及び第 7 条</u>から第10条までの規定は、臨時貸与条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の<u>貸与、返還債務</u>の免除の申請、返還債務の履行猶予の申請、返還債務の免除等の決定及び通知並びに返還届の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;"><b>第 4 条</b></td> <td style="width: 33%;">毎月のはじめ</td> <td style="width: 33%;">毎月20日まで</td> </tr> </table>	<b>第 4 条</b>	毎月のはじめ	毎月20日まで
<b>第 4 条</b>	毎月のはじめ	毎月20日まで		

(略)	(略)
-----	-----



地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第20号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(新潟県障害者リハビリテーションセンター規則の一部改正)

第1条 新潟県障害者リハビリテーションセンター規則(昭和39年新潟県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(退所) <b>第7条</b> 知事は、入所者(法第5条第7項に規定する生活介護、 <u>同条第10項</u> に規定する施設入所支援、 <u>同条第12項</u> に規定する自立訓練又は <u>同条第13項</u> に規定する就労移行支援(以下「施設障害福祉サービス」という。)を受けている者に限る。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(退所) <b>第7条</b> 知事は、入所者(法第5条第7項に規定する生活介護、 <u>同条第11項</u> に規定する施設入所支援、 <u>同条第13項</u> に規定する自立訓練又は <u>同条第14項</u> に規定する就労移行支援(以下「施設障害福祉サービス」という。)を受けている者に限る。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。 (1)～(4) (略) 2 (略)

(コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部改正)

第2条 コロニーにいがた白岩の里管理規則(昭和46年新潟県規則第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(使用料の納入) <b>第6条</b> (略) 2 前条第1項の規定により入所した者(以下この項及び第7条において「入所者」という。)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第10項</u> に規定する施設入所支援又は <u>同条第12項</u> に規定する自立訓練を受けた者に限る。以下この項において同じ。) (入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、同法第29条第4項の規定により当該入所者(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)に代わつて、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費(以下この項において「介護給付費等」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第2項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。 (退所) <b>第7条</b> 所長は、入所者(障害者の日常生活及び社	(使用料の納入) <b>第6条</b> (略) 2 前条第1項の規定により入所した者(以下この項及び第7条において「入所者」という。)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第11項</u> に規定する施設入所支援又は <u>同条第13項</u> に規定する自立訓練を受けた者に限る。以下この項において同じ。) (入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、同法第29条第4項の規定により当該入所者(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)に代わつて、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費(以下この項において「介護給付費等」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第2項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。 (退所) <b>第7条</b> 所長は、入所者(障害者の日常生活及び社

<p>会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、<u>同条第10項</u>に規定する施設入所支援若しくは<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練（以下「施設障害福祉サービス」という。）又は障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、<u>同条第11項</u>に規定する施設入所支援若しくは<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練（以下「施設障害福祉サービス」という。）又は障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(新潟県あけぼの園管理規則の一部改正)

**第3条** 新潟県あけぼの園管理規則（昭和59年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入所定員)</p> <p><b>第2条</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設の入所定員は、50人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退所)</p> <p><b>第6条</b> 知事は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護及び<u>同条第10項</u>に規定する施設入所支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入所定員)</p> <p><b>第2条</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設の入所定員は、50人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退所)</p> <p><b>第6条</b> 知事は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護及び<u>同条第11項</u>に規定する施設入所支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

**第4条** 新潟県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> （第2条、第6条関係）			<b>別表第1</b> （第2条、第6条関係）		
区 分	公共的施設	特定公共的施設	区 分	公共的施設	特定公共的施設
建築物	(略)	(略)	建築物	(略)	(略)
	<p>7 社会福祉施設 (1)～(4) (略) (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設 (6) 障害者の日常生活及</p>	(略)		<p>7 社会福祉施設 (1)～(4) (略) (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設 (6) 障害者の日常生活及</p>	(略)

<p>び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第13項</u>に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(前号に規定する障害者支援施設を除く。)及び同条第26項に規定する福祉ホーム</p> <p>(7)～(12) (略)</p>	<p>び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第14項</u>に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(前号に規定する障害者支援施設を除く。)及び同条第27項に規定する福祉ホーム</p> <p>(7)～(12) (略)</p>
(略)	(略)

(新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第5条 新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年新潟県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第5号様式(第4条関係) 診断書(精神通院医療)</p> <p>(略)</p> <p><b>⑦ 現在の障害福祉サービス等の利用状況(該当する番号を○印で囲んでください。)</b></p> <p>1 未就学児    2 就学中    3 無職 在宅    4 就労((1)正社員 (2)パート (3)その他)    5 居宅介護(ホームヘルプ)    6 自立訓練(生活訓練)    7 共同生活援助(グループホーム)    8 5～7以外の障害福祉サービス( )</p> <p>9 生活保護    10 精神科デイ・ケア又は ナイト・ケア    11 精神科訪問看護・指導 12 その他( )</p> <p>(略)</p>	<p>第5号様式(第4条関係) 診断書(精神通院医療)</p> <p>(略)</p> <p><b>⑦ 現在の障害福祉サービス等の利用状況(該当する番号を○印で囲んでください。)</b></p> <p>1 未就学児    2 就学中    3 無職 在宅    4 就労((1)正社員 (2)パート (3)その他)    5 居宅介護(ホームヘルプ)    6 共同生活介護(ケアホーム) 7 自立訓練(生活訓練)    8 共同 生活援助(グループホーム)    9 5～8 以外の障害福祉サービス( )    10 生 活保護    11 精神科デイ・ケア又はナイト ・ケア    12 精神科訪問看護・指導    13 その他( )</p> <p>(略)</p>

(新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第3条</b> 生活介護を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第3条</b> 生活介護を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲</p>

げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上

(ア) a から c までに掲げる平均障害支援区分 (厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法 (平成18年9月厚生労働省告示第542号) に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ a から c までに定める数

a 平均障害支援区分が4未満 利用者 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等 (平成18年9月厚生労働省告示第553号) に定める者を除く。b及びcにおいて同じ。)の数を6で除した数

b 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

c 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(イ) (ア) a の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

イ～エ (略)

(3) (略)

2～23 (略)

24 施設入所支援を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの

げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上

(ア) a から c までに掲げる平均障害程度区分 (厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法 (平成18年9月厚生労働省告示第542号) に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ a から c までに定める数

a 平均障害程度区分が4未満 利用者 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等 (平成18年9月厚生労働省告示第553号) に定める者を除く。b及びcにおいて同じ。)の数を6で除した数

b 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

c 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(イ) (ア) a の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

イ～エ (略)

(3) (略)

2～23 (略)

24 施設入所支援を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの

<p>事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>25・26 (略)</p>	<p>事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>25・26 (略)</p>
--	--

(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第7条** 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定生活介護事業所の従業者の員数)</p> <p><b>第11条</b> 指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数</p> <p>(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上</p> <p>(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上</p> <p>(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>(指定生活介護事業所の従業者の員数)</p> <p><b>第11条</b> 指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数</p> <p>(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上</p> <p>(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上</p> <p>(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上</p> <p>イ～エ (略)</p>

(3) (略)  
2～5 (略)

(指定短期入所事業所の従業者の員数)

**第17条** 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)又は条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者(条例第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を含む。)(ア及び次項において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は条例第196条に規定する指定共同生活援助(条例第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を含む。以下この条において同じ。)(次項において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所(条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)又は指定共同生活援助事業所(条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所(条例第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を含む。)をいう。第3項第1号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

2 空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、

(3) (略)  
2～5 (略)

(指定短期入所事業所の従業者の員数)

**第17条** 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)又は条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者(ア及び次項において「指定共同生活介護事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に条例第125条に規定する指定共同生活介護、条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は条例第196条に規定する指定共同生活援助(次項において「指定共同生活介護等」という。)を提供する時間帯 指定共同生活介護事業者等(当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所(条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。))、指定自立訓練(生活訓練)事業所(条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)又は指定共同生活援助事業所(条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業者等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業者等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

2 空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

3 単独型事業所に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所、条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、条例第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、条例第175条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（条例第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この項において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、条例第174条に規定する指定就労継続支援A型、条例第187条に規定する指定就労継続支援B型、指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

3 単独型事業所に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所、条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、条例第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、条例第175条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（条例第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この項において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、条例第125条に規定する指定共同生活介護、条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、条例第174条に規定する指定就労継続支援A型、条例第187条に規定する指定就労継続支援B型、条例第196条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護

事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

(2) (略)

第23条から第26条まで 削除

護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

(2) (略)

(指定共同生活介護事業所の従業者の員数)  
第23条 指定共同生活介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下この号において「区分省令」という。）第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

- (3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(指定共同生活介護事業所の設備)  
第24条 条例第128条第7項の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

- (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(指定共同生活介護に係る利用者負担額等)  
第25条 条例第131条第3項の規則で定める費用は、



次に掲げるものとする。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

（指定共同生活介護の事業への準用）

**第26条** 第10条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第78条第2項」とあるのは「第142条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第142条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第142条において準用する条例第56条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第142条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第142条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第142条」と読み替えるものとする。

**第34条** （略）

（条例第158条の2第1項及び第2項の規則で定める者）

**第34条の2** 条例第158条の2第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定めるものとする。

**第34条** （略）

（条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の

**第36条 削除**

(条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第158条の2第1項及び第2項の規則で定める者)

**第41条** 条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第158条の2第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定めるものとする。

(指定共同生活援助事業所の従業者の員数)

**第48条** 指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この号において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2 (略)

(指定共同生活援助事業所の設備)

**第48条の2** 条例第199条第8項の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合

規則で定める者)

**第36条** 条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定めるものとする。

(条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者)

**第41条** 条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定めるものとする。

(指定共同生活援助事業所の従業者の員数)

**第48条** 指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

(2) (略)

2 (略)

は、2人とすることができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

2 条例第199条第9項のサテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

(1) 入居定員を1人すること。

(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(指定共同生活援助に係る利用者負担額等)

**第48条の3** 条例第199条の4第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食材料費

(2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(指定共同生活援助の事業への準用)

**第49条** 第10条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第202条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第202条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条において準用する条例第56条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第202条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第202条」と読み替えるものとする。

(指定共同生活援助の事業への準用)

**第49条** 第10条、第24条及び第25条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第202条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第202条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条において準用する条例第56条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第202条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第202条」と、第24条中「第128条第7項」とあるのは「第199条において準用する条例第128条第7項」と、第25条中「第131条第3項」とあるのは「第202条において準用する条例第131条第3項」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の  
従業者の員数)

**第49条の2** 外部サービス利用型指定共同生活援助  
事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲  
げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとお  
りとする。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援  
助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数  
を6で除した数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指  
定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げ  
る利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイ  
に定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が  
30を超えて30又はその端数を増すごとに1を  
加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。  
ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によ  
る。

(外部サービス利用型指定共同生活援助の事業へ  
の準用)

**第49条の3** 第10条、第48条の2及び第48条の3の  
規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の  
事業について準用する。この場合において、第10  
条中「第78条第2項」とあるのは「第202条の12に  
おいて準用する条例第78条第2項」と、第10条第  
1号中「第61条第1項」とあるのは「第202条の12  
において準用する条例第61条第1項」と、「療養介  
護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生  
活援助計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」  
とあるのは「第202条の12において準用する条例第  
56条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあ  
るのは「第202条の12において準用する条例第91条」  
と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは  
「第202条の12において準用する条例第76条第2  
項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」と  
あるのは「第202条の12」と、第48条の2第1項中  
「第199条第8項」とあるのは「第202条の6にお  
いて準用する条例第199条第8項」と、第48条の2  
第2項中「第199条第9項」とあるのは「第202条  
の6において準用する条例第199条第9項」と、第  
48条の3中「第199条の4第3項」とあるのは「第  
202条の12において準用する条例第199条の4第3  
項」と読み替えるものとする。

**第51条** 削除

(一体型指定共同生活介護事業所等の従業者の員  
数に関する特例)

**第51条** 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第23条第1項第1号及び第3号並びに第48条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除した数以上

(2) サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数  
 ア 利用者の数の合計が30以下 1以上  
 イ 利用者の数の合計が31以上 1に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

附 則

1 (略)  
 (指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

2 当分の間、第1号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第11条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者

附 則

1 (略)  
 (指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

2 当分の間、第1号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第11条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者

の数を5で除した数  
 ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数  
 (2) 前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

3 (略)

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

4 条例附則第13項及び第14項の場合において、第48条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(条例附則第13項又は第14項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。  
 (平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

5 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神

の数を5で除した数  
 ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数  
 (2) 前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

3 (略)

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの等における指定共同生活介護の事業等への準用)

4 条例附則第9項の経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行うもの及び条例附則第12項の経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第51条の規定を準用する。  
 (指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

5 条例附則第17項及び第18項の場合において、第23条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(条例附則第17項又は第18項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。  
 (平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

6 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神

<p>保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる<u>条例附則第2項に規定する指定共同生活援助の事業</u>について、<u>第48条の2（第49条の3において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第48条の2第1項第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。</u></p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p>	<p>保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる<u>指定共同生活介護の事業等</u>について、<u>第24条（第49条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第24条第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。</u></p> <p>7 （略）</p> <p>8 （略）</p>
---	---

（新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

**第8条** 新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職員の配置の基準）</p> <p><b>第6条</b> （略）</p> <p>2 生活介護を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(ア) a から c までに掲げる<u>平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）</u>に応じ、それぞれ a から c までに定める数</p> <p>a <u>平均障害支援区分が4未満</u> 利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく<u>指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条</u>において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定める者を除</p>	<p style="text-align: center;">（職員の配置の基準）</p> <p><b>第6条</b> （略）</p> <p>2 生活介護を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(ア) a から c までに掲げる<u>平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）</u>に応じ、それぞれ a から c までに定める数</p> <p>a <u>平均障害程度区分が4未満</u> 利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく<u>指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条</u>において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月厚生労働省告示第553</p>

<p>く。b及びcにおいて同じ。)の数を6で除した数</p> <p>b <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>c <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(イ) (ア) aの<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者</u>の数を10で除した数</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～24 (略)</p> <p>25 施設入所支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者</u>に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>26・27 (略)</p>	<p>号)に定める者を除く。b及びcにおいて同じ。)の数を6で除した数</p> <p>b <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>c <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(イ) (ア) aの<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者</u>の数を10で除した数</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～24 (略)</p> <p>25 施設入所支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者</u>に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>26・27 (略)</p>
--	---

(新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第9条 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(生活介護事業所の職員の配置の基準)</p> <p><b>第7条</b> 生活介護事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区</p>	<p>(生活介護事業所の職員の配置の基準)</p> <p><b>第7条</b> 生活介護事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区</p>



分に応じ、それぞれアからエまでに定める数  
 ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数

- (ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
- (イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
- (ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ～エ (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(自立訓練（生活訓練）事業所の職員の配置の基準)

第13条 (略)

2～5 (略)

6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の員数等の特例)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 条例第89条第4項の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第7条第1項第3号エ及び第4項、第9条第1項第2号エ及び第5項、第13条第1項第2号及び第5項並びに第21条において準用する第19条第1項第2号及び第3項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

(1)・(2) (略)

附 則

分に応じ、それぞれアからエまでに定める数  
 ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数

- (ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
- (イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
- (ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ～エ (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(自立訓練（生活訓練）事業所の職員の配置の基準)

第13条 (略)

2～5 (略)

6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(職員の員数等の特例)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 条例第89条第4項の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第7条第1項第3号エ及び第4項、第9条第1項第2号イ及びエ、第4項並びに第5項、第13条第1項第2号及び第5項並びに第21条において準用する第19条第1項第2号及び第3項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

(1)・(2) (略)

附 則

<p>1 (略)</p> <p>(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、第1号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第7条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。</p> <p>(1) アからウまでに掲げる利用者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数</p> <p>イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(2) 前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、第1号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第7条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。</p> <p>(1) アからウまでに掲げる利用者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数</p> <p>イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(2) 前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- この規則の施行の日において現に存する地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成26年新潟県条例第27号)第7条の規定による改正前の新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第70号)第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所について、第7条の規定による改正後の新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則第49条の2の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは「10」とする。

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第21号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和58年新潟県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（診察及び保護の申請）</p> <p><b>第2条</b> 法第22条第2項の規定による申請書は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>（入院措置）</p> <p><b>第5条</b> 知事は、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させることを決定したときは、<u>法第33条第2項に規定する家族等（以下「家族等」という。）のうちいずれかの者</u>に通知するとともに、入院させる国若しくは県が設置した精神科病院又は指定病院（以下「措置精神科病院」という。）の管理者に通知するものとする。</p> <p>（入院措置の解除）</p> <p><b>第6条</b> 知事は、法第29条の4第1項の規定により入院措置を解除したときは、<u>家族等のうちいずれかの者及び当該措置入院者を入院させている措置精神科病院の管理者</u>に通知するものとする。</p> <p>（入院費用の徴収）</p> <p><b>第9条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第5条の通知を受けた<u>家族等は、当該通知を受けたときは入院措置日における費用負担者等の状況を、継続して入院しているときは毎年6月1日現在の費用負担者等の状況を、速やかに別記第6号様式により知事に届け出なければならない。</u></p> <p>4 （略）</p>	<p>（診察及び保護の申請）</p> <p><b>第2条</b> 法第23条第2項の規定による申請書は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>（入院措置）</p> <p><b>第5条</b> 知事は、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させることを決定したときは、<u>保護者に通知するとともに、入院させる国若しくは県が設置した精神科病院又は指定病院（以下「措置精神科病院」という。）の管理者</u>に通知するものとする。</p> <p>（入院措置の解除）</p> <p><b>第6条</b> 知事は、法第29条の4第1項の規定により入院措置を解除したときは、<u>保護者及び当該措置入院者を入院させている措置精神科病院の管理者</u>に通知するものとする。</p> <p>（入院費用の徴収）</p> <p><b>第9条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>措置入院者の保護者は、第5条の通知を受けた場合は入院措置日における費用負担者等の状況を、継続して入院している場合は毎年6月1日現在の費用負担者等の状況を、速やかに別記第6号様式により知事に届け出なければならない。</u></p> <p>4 （略）</p>

第24条 削除

(任意入院者の症状等の報告)

第25条 (略)

2 条例第10条第1項の規則で定める基準は、法第20条の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

3・4 (略)

別表第2 (第29条関係)

提出書類	提出部数	経由機関
(略)		
16 条例第2条の規定による措置入院者の死亡の届出書	(略)	措置入院者の居住地を所管する保健所長
(略)		
20 (略)		
21 (略)		
22 (略)		
23 (略)		

別記

第1号様式 (第2条関係)

精神障害者等の診察及び保護申請書

(略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条第1項の規定により次のとおり申請します。

(略)	
現に保護の任に当たっている者	(略)

(保護者の変更の届出)

第24条 条例第8条第1項又は第2項の規定による届出は、別記第19号様式に新たに保護者となつた者の同意書を添えて行うものとする。

(氏名及び住所の変更の届出)

第25条 条例第9条第1項又は第2項の規定による届出は、別記第20号様式によるものとする。

(任意入院者の症状等の報告)

第25条の2 (略)

2 条例第10条第1項の規則で定める基準は、法第22条の3の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

3・4 (略)

別表第2 (第29条関係)

提出書類	提出部数	経由機関
(略)		
16 条例第2条の規定による措置入院者の死亡の届出書	(略)	措置精神科病院の最寄りの保健所長
(略)		
20 条例第8条の規定による医療保護入院者の保護者の変更の届出書	〃	精神科病院の最寄りの保健所長
21 条例第9条の規定による医療保護入院者等の氏名及び住所の変更の届出書	〃	〃
22 (略)		
23 (略)		
24 (略)		
25 (略)		

別記

第1号様式 (第2条関係)

精神障害者等の診察及び保護申請書

(略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条第1項の規定により次のとおり申請します。

(略)	
保護者又は現に保護の任に当たっている者	(略)

第2号様式 (第3条関係)

措置症状のある者の退院申出に関する届  
(略)

(略)		
申 出 事 項	申出者	本人・家族等
	(略)	
(略)		
家 族 等		(略)

第4号様式 (第7条関係)

措置入院者の症状消退届

(略)

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

(略)

第6号様式 (第9条関係)

措置入院者家族等構成員届

(略)

措 置 入 院 者	(略)	
	加入し ている 保険等	政府 } 健保 (本人・家族) 組合 } 日雇 (本人・家族) 共済 (本人 ・家族) 国保 (世帯主・その他 ・退職本人・退職家族) 生保 後期高齢 その他 ( ) なし
(略)		

(略)

第15号様式 (第20条関係)

発生

第2号様式 (第3条関係)

措置症状のある者の退院申出に関する届  
(略)

(略)		
申 出 事 項	申出者	本人・保護者
	(略)	
(略)		
保 護 者		(略)

第4号様式 (第7条関係)

措置入院者の症状消退届

(略)

(略)					
保 護 者	ふり がな	続 柄	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	
	氏名				
	住所				
保 護 者	ふり がな	続 柄	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	
	氏名				
	住所				
(略)					
社会復帰施設、在宅福祉制度等の活用に関する意見					
(略)					

(略)

第6号様式 (第9条関係)

措置入院者家族等構成員届

(略)

措 置 入 院 者	(略)				
	加入し ている 保険等	政府 } 健保 (本人・家族) 組合 } 日雇 (本人・家族) 共済 (本人 ・家族) 国保 (世帯主・その他 ・退職本人・退職家族) 生保 老人保健 その他 ( ) なし			
(略)					

(略)

第15号様式 (第20条関係)

発生

措置入院者事故終結届

(略)

(略)	(略)
<b>家 族 等</b>	(略)
(略)	(略)

(略)

**第16号様式** (第21条関係)  
措置入院者仮退院許可申請書

(略)

(略)
(略)

(略)

(略)

**第19号様式及び第20号様式** 削除

  

**第21号様式** (第26条関係)  
障害者手帳申請書

(略)

精神障害者保健福祉手帳の(新規交付・更新・障害等級変更)を受けたいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第 項(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項)の規定により次のとおり申請します。

精神障害者本人	(略)	(略)
	(略)	

(略)

(略)

措置入院者事故終結届

(略)

(略)	(略)
<b>保 護 者</b>	(略)
(略)	(略)

(略)

**第16号様式** (第21条関係)  
措置入院者仮退院許可申請書

(略)

(略)		
<b>保護者</b>	<b>住所</b>	(略)
	<b>氏名</b>	(略)

(略)

(略)

**第19号様式** (第24条関係)  
保護者変更届

(略)

**第20号様式** (第25条関係)  
氏名・住所変更届

(略)

**第21号様式** (第26条関係)  
障害者手帳申請書

(略)

精神障害者福祉手帳の(新規交付・更新・障害等級変更)を受けたいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第 項(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項)の規定により次のとおり申請します。

精神障害者本人	(略)	<b>性</b>	<b>男</b>	(略)
		<b>別</b>	<b>女</b>	
	(略)			

(略)

(略)

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

新潟県起業化支援・交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第22号

新潟県起業化支援・交流拠点施設規則の一部を改正する規則

新潟県起業化支援・交流拠点施設規則（平成15年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条、第8条、第12条関係）			別表（第3条、第8条、第12条関係）		
区 分	単 位	使用料（円）	区 分	単 位	使用料（円）
固定式プロジェクタ	1台につき 午前(午後、 夜間)	5,250	固定式プロジェクタ	1台につき 午前(午後、 夜間)	5,100
可動式プロジェクタ（書画カメラ搭載）	1台につき 午前(午後、 夜間)	1,050	可動式プロジェクタ（書画カメラ搭載）	1台につき 午前(午後、 夜間)	1,020
拡声装置	1式につき 午前(午後、 夜間)	2,960	拡声装置	1式につき 午前(午後、 夜間)	2,880
ワイヤレス送受信装置	1チャンネルにつき 午前(午後、 夜間)	1,050	ワイヤレス送受信装置	1チャンネルにつき 午前(午後、 夜間)	1,020
マイク	1本につき 午前(午後、 夜間)	730	マイク	1本につき 午前(午後、 夜間)	710
備考（略）			備考（略）		

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第23号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
(貸付料の額)		(貸付料の額)	
<p><b>第4条</b> 貸し付ける機械器具及びその貸付料の額は、<u>別表に掲げる機械器具につき、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>		<p><b>第4条</b> 貸し付ける機械器具及びその貸付料の額は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
機 械 器 具		機 械 器 具	貸付料の額 (1時間につき)
1 金属加工機械		1 金属加工機械	
(1) 旋盤		(1) 旋盤	1,460円
(2) フライス盤		(2) フライス盤	1,350円
(3) 試料切断機		(3) 試料切断機	1,340円
(4) 試料研磨機		(4) 試料研磨機	1,330円
(5) プレス機		(5) プレス機	当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額
2 繊維加工機械		2 繊維加工機械	
(1) のり付け試験機		(1) のり付け試験機	1,490円
(2) パッドスチーマ		(2) パッドスチーマ	1,550円
(3) 高温染色試験機		(3) 高温染色試験機	1,390円
(4) 染色用ソフト巻機		(4) 染色用ソフト巻機	1,310円
(5) 検ねん機		(5) 検ねん機	1,310円
(6) <u>意匠ねん糸機</u>		(6) <u>意匠撚糸機</u>	1,750円
(7) 織機		(7) 織機	当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額
(8) 無縫製編機		(8) 無縫製編機	〃
3 測定試験機器		3 測定試験機器	
(1) 万能投影機		(1) 万能投影機	1,310円
(2) 金属顕微鏡		(2) 金属顕微鏡	1,310円
(3) 硬さ計		(3) 硬さ計	1,300円
(4) 万能材料試験機		(4) 万能材料試験機	1,370円



(5) 形状粗さ測定機	(5) 形状粗さ測定機	1,350円
(6) 恒温恒湿槽	(6) 恒温恒湿槽	200円
(7) 三次元座標測定機	(7) 三次元座標測定機	1,710円
(8) 蛍光X線膜厚測定機	(8) 蛍光X線膜厚測定機	1,450円
(9) 工具顕微鏡	(9) 工具顕微鏡	1,420円
(10) 真円度測定機	(10) 真円度測定機	1,390円
(11) 高速度ビデオ装置	(11) 高速度ビデオ装置	1,310円
(12) フィールドバランスー	(12) フィールドバランスー	1,310円
(13) スキー曲げ試験機	(13) スキー曲げ試験機	1,310円
(14) スキー用ねじり試験機	(14) スキー用ねじり試験機	1,310円
(15) ビルトインチャンバー	(15) ビルトインチャンバー	260円
(16) 炭素硫黄分析装置	(16) 炭素硫黄分析装置	1,690円
(17) EMC試験システム	(17) EMC試験システム	1,320円
(18) X線マイクロアナライザ ー	(18) X線マイクロアナライザ ー	1,510円
(19) I C I型メース試験機	(19) I C I型メース試験機	1,310円
(20) p H・O R Pメータ	(20) p H・O R Pメータ	1,320円
(21) X線回折装置	(21) X線回折装置	1,310円
(22) X線残留応力測定装置	(22) X線残留応力測定装置	1,310円
(23) 圧電型動力計	(23) 圧電型動力計	1,310円
(24) 糸むら測定装置	(24) 糸むら測定装置	1,310円
(25) インピーダンス測定装置	(25) インピーダンス測定装置	1,330円
(26) オシロスコープ	(26) オシロスコープ	1,320円
(27) 分光測色計	(27) 分光測色計	1,310円
(28) 屈折率計	(28) 屈折率計	1,310円
(29) 蛍光X線分析装置	(29) 蛍光X線分析装置	1,880円
(30) 毛羽試験機	(30) 毛羽試験機	1,310円
(31) 色彩色差計(色彩計又は 色彩解析計)	(31) 色彩色差計(色彩計又は 色彩解析計)	1,310円
(32) 磁気測定器(磁束計)	(32) 磁気測定器(磁束計)	1,300円
(33) 自記分光光度計	(33) 自記分光光度計	1,310円
(34) 実体顕微鏡(デジタルマ イクロスコープ)	(34) 実体顕微鏡(デジタルマ イクロスコープ)	1,310円
(35) 自動糸伸縮率測定器	(35) 自動糸伸縮率測定器	1,310円
(36) 自動強伸度試験機	(36) 自動強伸度試験機	1,310円
(37) ハイブリッドレコーダ(デ ータロガー)	(37) ハイブリッドレコーダ(デ ータロガー)	1,310円
(38) 衝撃試験機	(38) 衝撃試験機	1,330円
(39) 落球衝撃試験機	(39) 落球衝撃試験機	1,310円
(40) スペクトラムアナライザ ー	(40) スペクトラムアナライザ ー	1,310円
(41) 静電気測定器	(41) 静電気測定器	1,310円
(42) 静電気許容度試験器	(42) 静電気許容度試験器	1,330円
(43) 騒音計	(43) 騒音計	1,310円
(44) 摩擦堅ろう度試験機	(44) 摩擦堅ろう度試験機	1,310円
(45) 洗濯堅ろう度試験機	(45) 洗濯堅ろう度試験機	1,400円
(46) 走査型電子顕微鏡	(46) 走査型電子顕微鏡	1,520円
(47) 超音波探傷システム	(47) 超音波探傷システム	1,310円
(48) 張力計	(48) 張力計	1,310円
(49) デジタルマルチメータ	(49) デジタルマルチメータ	1,300円
(50) デニールコンピュータ	(50) デニールコンピュータ	1,310円

(51) 電子分析天びん	(51) 電子分析天びん	1,320円
(52) 電波暗室(次号に掲げるものを除く。)	(52) 電波暗室(次号に掲げるものを除く。)	1,370円
(53) 電波暗室(登録)	(53) 電波暗室(登録)	当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額
(54) 熱応力測定器	(54) 熱応力測定器	1,470円
(55) 熱画像装置	(55) 熱画像装置	1,480円
(56) ネットワークアナライザー	(56) ネットワークアナライザー	1,310円
(57) 熱分析装置	(57) 熱分析装置	1,300円
(58) 標準信号発生器	(58) 標準信号発生器	1,300円
(59) I C I型ピリングテスト	(59) I C I型ピリングテスト	1,310円
(60) 風合計量測定装置	(60) 風合計量測定装置	1,310円
(61) 赤外分光光度計	(61) 赤外分光光度計	1,330円
(62) プラズマ発光分光分析装置	(62) プラズマ発光分光分析装置	1,500円
(63) 振動計	(63) 振動計	1,310円
(64) 粒度分布測定装置	(64) 粒度分布測定装置	1,310円
(65) ロータップ型標準ふるい器	(65) ロータップ型標準ふるい器	1,310円
(66) 電力計	(66) 電力計	1,300円
(67) 疲労試験機	(67) 疲労試験機	210円
(68) レーザ測長器(運動精度測定システムを含む。)	(68) レーザ測長器(運動精度測定システムを含む。)	1,310円
(69) 破裂試験機	(69) 破裂試験機	1,310円
(70) 45° 燃焼性試験機	(70) 45° 燃焼性試験機	1,310円
(71) 紫外線オートフェードメータ	(71) 紫外線オートフェードメータ	1,350円
(72) 電源電圧許容度試験機	(72) 電源電圧許容度試験機	1,390円
(73) 定温乾燥器	(73) 定温乾燥器	1,330円
(74) 光ファイバースコープ	(74) 光ファイバースコープ	1,310円
(75) 熱伝導率測定装置	(75) 熱伝導率測定装置	1,330円
(76) O N H分析装置	(76) O N H分析装置	1,510円
(77) 加速度寿命試験機(プレッシャークッカー)	(77) 加速度寿命試験機(プレッシャークッカー)	100円
(78) エキシマ光源照射装置	(78) エキシマ光源照射装置	1,310円
(79) 接触角計	(79) 接触角計	1,310円
(80) フェライトスコープ	(80) フェライトスコープ	1,310円
(81) ロータ型粘度計	(81) ロータ型粘度計	1,310円
(82) フォースゲージ	(82) フォースゲージ	1,330円
(83) 保温性試験機	(83) 保温性試験機	1,490円
(84) C C M装置	(84) C C M装置	1,310円
(85) 風速計	(85) 風速計	1,310円
(86) 自動蒸留試験装置	(86) 自動蒸留試験装置	1,310円
(87) イオンクロマトグラフ	(87) イオンクロマトグラフ	1,310円
(88) 含水率計	(88) 含水率計	1,310円

(89) X線透視装置	(89) X線透視装置	1,330円
(90) 高圧プローブ	(90) 高圧プローブ	1,300円
(91) 光沢度計(グロス計)	(91) 光沢度計(グロス計)	1,300円
(92) 三次元構造解析顕微鏡	(92) 三次元構造解析顕微鏡	1,300円
(93) 照度計	(93) 照度計	1,300円
(94) 織布耐水度試験機	(94) 織布耐水度試験機	1,300円
(95) 振動試験機	(95) 振動試験機	1,650円
(96) 絶縁耐圧試験器	(96) 絶縁耐圧試験器	1,310円
(97) 絶縁抵抗計	(97) 絶縁抵抗計	1,300円
(98) 走査型プローブ顕微鏡	(98) 走査型プローブ顕微鏡	1,330円
(99) 超音波厚さ計	(99) 超音波厚さ計	1,300円
(100) 通気性試験機	(100) 通気性試験機	1,430円
(101) デジタル温度計	(101) デジタル温度計	1,300円
(102) 電磁膜厚計	(102) 電磁膜厚計	1,300円
(103) 透過率測定器(ヘイズ計)	(103) 透過率測定器(ヘイズ計)	1,300円
(104) 熱衝撃試験機	(104) 熱衝撃試験機	170円
(105) 熱物性測定装置	(105) 熱物性測定装置	1,380円
(106) 平面レーザ干渉システム	(106) 平面レーザ干渉システム	1,300円
(107) G-T E Mセル	(107) G-T E Mセル	1,300円
(108) 漏れ電流測定器	(108) 漏れ電流測定器	1,300円
(109) レーザ顕微鏡	(109) レーザ顕微鏡	1,520円
(110) 光パワーメータ	(110) 光パワーメータ	1,300円
(111) レーザーラマン分光光度計	(111) レーザーラマン分光光度計	1,770円
(112) 非接触三次元測定機	(112) 非接触三次元測定機	1,420円
(113) 高圧蒸気滅菌器	(113) 高圧蒸気滅菌器	1,360円
(114) デジタルトルクレンチ	(114) デジタルトルクレンチ	1,300円
(115) 静電容量型変位計	(115) 静電容量型変位計	1,300円
(116) レーザー変位計	(116) レーザー変位計	1,360円
(117) ウォーターバス	(117) ウォーターバス	1,340円
(118) 薄膜測定システム	(118) 薄膜測定システム	1,440円
(119) ドラフトチャンバー	(119) ドラフトチャンバー	1,440円
(120) シールド効果評価器	(120) シールド効果評価器	1,340円
(121) ガスクロマトグラフ質量分析装置	(121) ガスクロマトグラフ質量分析装置	1,400円
(122) 光電子分光分析装置	(122) 光電子分光分析装置	1,500円
(123) 気中パーティクルカウンター	(123) 気中パーティクルカウンター	1,300円
(124) 低温恒温水槽	(124) 低温恒温水槽	80円
(125) YAGレーザ(1キロワット)	(125) YAGレーザ(1キロワット)	1,650円
(126) 超音波洗浄器	(126) 超音波洗浄器	1,300円
(127) 分光放射輝度計	(127) 分光放射輝度計	1,380円
(128) プリズムカプラー式屈折率測定装置	(128) プリズムカプラー式屈折率測定装置	1,440円
(129) デジタルタコメータ	(129) デジタルタコメータ	1,300円
(130) 液体クロマトグラフ	(130) 液体クロマトグラフ	1,320円
(131) 酸化窒素ガス染色堅ろう度試験機	(131) 酸化窒素ガス染色堅ろう度試験機	1,300円

(132) CNC画像測定機	(132) CNC画像測定機	1,500円
(133) GMサーベイメータ	(133) GMサーベイメータ	当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額
(134) シンチレーションサーベイメータ	(134) シンチレーションサーベイメータ	〃
(135) 金属材料腐食評価装置	(135) 金属材料腐食評価装置	〃
(136) 摩耗試験機	(136) 摩耗試験機	〃
(137) 引裂度試験機	(137) 引裂度試験機	〃
(138) ガスクロマトグラフ	(138) ガスクロマトグラフ	〃
(139) プレス加工摩擦係数測定装置	(139) プレス加工摩擦係数測定装置	〃
(140) 摩擦溶融試験機	(140) 摩擦溶融試験機	〃
(141) デジタル測長器	(141) デジタル測長器	〃
(142) スプレーテスター	(142) スプレーテスター	〃
(143) 洗濯試験機	(143) 洗濯試験機	〃
(144) 家具強度試験機	(144) 家具強度試験機	〃
(145) 可搬式粗さ計	(145) 可搬式粗さ計	〃
(146) ロードセル	(146) ロードセル	〃
(147) 薄膜硬度計	(147) 薄膜硬度計	〃
4 その他	4 その他	
(1) デザインCADシステム	(1) デザインCADシステム	1,330円
(2) 直流電源	(2) 直流電源	1,310円
(3) 交流安定化電源	(3) 交流安定化電源	1,310円
(4) 電気マuffle炉	(4) 電気マuffle炉	1,350円
(5) 真空熱処理炉	(5) 真空熱処理炉	2,250円
(6) クリーンベンチ	(6) クリーンベンチ	1,310円
(7) プラスチック試料燃焼装置	(7) プラスチック試料燃焼装置	1,450円
(8) 構造解析システム	(8) 構造解析システム	1,310円
(9) 標準光源装置	(9) 標準光源装置	1,330円
(10) 真空ポンプ	(10) 真空ポンプ	当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額
(11) 真空デシケータ	(11) 真空デシケータ	〃
(12) マスクアライナー	(12) マスクアライナー	〃
(13) スピンコーター	(13) スピンコーター	〃
(14) ホットプレート	(14) ホットプレート	〃
(15) 真空乾燥器	(15) 真空乾燥器	〃
(16) 放電プラズマ焼結機	(16) 放電プラズマ焼結機	〃
(17) 滅菌用電子線照射装置	(17) 滅菌用電子線照射装置	〃
(18) ロータリエバポレータ	(18) ロータリエバポレータ	〃
(19) 遠心分離器	(19) 遠心分離器	〃
備考 (略)	備考 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る貸付料について適用し、同日前の使用に係る貸付料については、なお従前の例による。

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 新潟県規則第24号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 (略) (この規則の失効)	1 (略) (この規則の失効)
2 この規則は、 <u>平成29年 3 月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この規則は、 <u>平成26年 3 月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第25号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県立職業能力開発校規則(昭和47年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示、削除条等及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入校手続)</p> <p><b>第6条</b> 普通課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者(次項に規定する者を除く。)は、入校願書(別記第1号様式)を校長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 普通課程の普通職業訓練のうち第7条の2第1項において知事が認める者に委託するもの(以下この章において「委託訓練」という。)を受けるため入校しようとする者は、入校申込書(別記第2号様式)を校長に提出しなければならない。</u></p> <p>(入校の許可)</p> <p><b>第7条</b> 校長は、前条に規定する入校願書又は入校申込書を提出した者について選考を行い、入校を許可するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(訓練の委託)</p> <p><b>第7条の2</b> 校長は、第4条に規定する訓練科のうち、能力開発校において行うことが困難又は不相当であるものの実施を、当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有すると知事が認める者に委託することができる。</p> <p><u>2 校長は、前項の規定により委託を実施したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。</u></p>	<p>(入校手続)</p> <p><b>第6条</b> 普通課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者は、入校願書(別記第1号様式)を校長に提出しなければならない。</p> <p>(入校の許可)</p> <p><b>第7条</b> 校長は、前条に規定する入校願書を提出した者について選考を行い、入校を許可するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

(誓約)

**第8条** 第7条第1項の規定により入校を許可された者は、入校日までに、成人で県内に居住する保証人が連署した誓約書(別記第3号様式)を校長に提出しなければならない。

(訓練を行わない日等)

**第14条** 訓練(委託訓練を除く。第16条において同じ。)を行わない日及び期間は、次のとおりとする。  
(1)～(6) (略)

(自己の都合による退校)

**第18条** 訓練生は、病気その他やむを得ない理由により退校しようとするときは、退校願(別記第4号様式)を提出し、校長の承認を受けなければならない。

(褒賞)

**第20条** 校長は、訓練生(委託訓練を受けている者を除く。第23条において同じ。)のうち、在校中品行方正、成績優秀な者、又は他の訓練生の模範となる行為のあつた者を褒賞することができる。

(入校手続)

**第29条** 短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者(次項に規定する者を除く。)は、入校申込書(別記第2号様式)を校長に提出しなければならない。

2 (略)

(準用)

**第33条** 第8条、第9条、第13条、第14条から第21条まで及び第22条から第26条までの規定は、第29条第1項に規定する短期課程の普通職業訓練(次項に規定するものを除く。)について準用する。ただし、第8条の誓約書における保証人の連署については、入校する者が成人である場合には、省略することができる。

2 第8条、第9条、第13条、第15条、第17条から第19条まで、第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定は、第29条第1項に規定する短期課程の普通職業訓練(第31条第1項において知事が認める者に委託する訓練に限る。)について準用する。ただし、第8条の誓約書における保証人の連署については、入校する者が成人である場合には、

(誓約)

**第8条** 前条第1項の規定により入校を許可された者は、入校日までに、成人で県内に居住する保証人が連署した誓約書(別記第2号様式)を校長に提出しなければならない。

(訓練を行わない日等)

**第14条** 訓練を行わない日及び期間は、次のとおりとする。  
(1)～(6) (略)

(自己の都合による退校)

**第18条** 訓練生は、病気その他やむを得ない理由により退校しようとするときは、退校願(別記第3号様式)を提出し、校長の承認を受けなければならない。

(ほう賞)

**第20条** 校長は、在校中品行方正、成績優秀な者、又は他の訓練生の模範となる行為のあつた者をほう賞することができる。

(入校手続)

**第29条** 短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者(次項及び第3項に規定する者を除く。)は、入校申込書(別記第4号様式)を校長に提出しなければならない。

2 短期課程の普通職業訓練のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を新たに卒業した者を対象とするものを受けるため入校しようとする者は、入校願書(別記第1号様式)を校長に提出しなければならない。

3 (略)

(準用)

**第33条** 第8条、第9条、第13条、第14条から第21条まで及び第22条から第26条までの規定は、第29条第1項及び第2項に規定する短期課程の普通職業訓練(次項に規定するものを除く。)について準用する。

2 第8条、第9条、第13条、第15条、第17条から第19条まで、第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定は、第29条第1項に規定する短期課程の普通職業訓練(第31条第1項において知事が認める者に委託する訓練に限る。)について準用する。

省略することができる。

3 第9条、第17条から第19条まで、第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定は、第29条第2項に規定する短期課程の普通職業訓練について準用する。

(準用)

**第37条** 第9条、第17条、第18条、第21条、第22条、第24条から第26条まで、第28条、第29条第2項及び第30条の規定は、セミナーについて準用する。

(寄宿料)

**第43条** 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 3,550円

(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 2,200円

別記

第1号様式 (第6条関係)

入校願書

(略)

(略)

第2号様式 (第6条、第29条関係)

入校申込書

(略)

(略)

第4号様式 (第18条、第33条関係)

退校願

年 月 日

新潟県立 テクノスクール校長 様

訓練科

本人氏名 ㊟

保証人氏名 ㊟

私は、下記の理由により退校したいので、願

3 第9条、第17条から第19条まで、第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定は、第29条第3項に規定する短期課程の普通職業訓練について準用する。

(準用)

**第37条** 第9条、第17条、第18条、第21条、第22条、第24条から第26条まで、第28条、第29条第3項及び第30条の規定は、セミナーについて準用する。

(寄宿料)

**第43条** 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 3,450円

(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 2,140円

別記

第1号様式 (第6条、第29条関係)

入校願書

(略)

(略)

本人氏名

第2号様式 (第8条、第33条関係)

誓約書

(略)

第3号様式 (第18条、第33条関係)

退校願

(略)

第4号様式 (第29条関係)

入校申込書

(略)

(略)

本人氏名

貴校の訓練生として入校したいので、申し込み

ます。



<p>出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p><b>第5号様式</b> (第29条、第37条関係) 在職者訓練受講申込書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> <p>〒 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 電話番号 ( ) - <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span></p> <p>電話番号 ( ) - <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職務内容</span></p> </div> <p>注 1 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p><b>第5号様式</b> (第29条、第37条関係) 在職者訓練受講申込書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">本人氏名</p> <p><u>貴校の実施する下記の訓練を受講したいので、 申し込みます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> <p>郵便番号 ( ) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span></p> <p>電話番号 ( ) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span></p> <p>電話番号 ( ) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職名</span></p> </div> <p>注 1 (略)</p> <p><u>2</u> 職名の欄には技能員、班長、組長、係長等と記入してください。</p> <p><u>3</u> (略)</p>
--	---

第2条 新潟県立職業能力開発校規則の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式 (第8条、第33条関係)

誓約書

年 月 日

新潟県立 テクノスクール校長 様

このたび貴校 科の訓練生として入校の決定を受けましたが、ついては、新潟県立職業能力開発校規則及びこれに基づく諸規程を固く守り、訓練を受けることを誓います。

本人 住所  
氏名 ㊟

在校中本人の一身上に生じた事件については、保証人において引き受け、処理いたします。

保証人 住所  
氏名 ㊟

本人との関係

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第43条の規定は、この規則の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。

新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第26号**

新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を改正する規則

**第1条** 新潟県妙法育成牧場条例施行規則（平成5年新潟県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（預託の承認をしない場合）</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条第2項第2号の規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 生後おおむね<u>6月以上</u>の雌でない場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>（預託の期間）</p> <p><b>第7条</b> 預託の期間は、<u>18月以内</u>とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（預託の承認をしない場合）</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条第2項第2号の規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 生後おおむね<u>12月</u>の雌でない場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>（預託の期間）</p> <p><b>第7条</b> 預託の期間は、<u>12月以内</u>とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。</p>

**第2条** 新潟県妙法育成牧場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

**別記様式**（第2条関係）

預託承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名〕

新潟県妙法育成牧場条例第3条第1項の規定により預託の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

個体識別番号	生年月日	預託の開始を希望する年月日	家畜共済加入状況		預託料支払方法
			個体番号	加入金額	
	年 月 日	年 月 日		円	月払・一括
	年 月 日	年 月 日		円	月払・一括
	年 月 日	年 月 日		円	月払・一括

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第27号

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県都市公園条例施行規則（昭和61年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
(定期券等)					(定期券等)						
<b>第8条</b> 条例別表第2第8号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。					<b>第8条</b> 条例別表第2第7号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。						
2 (略)					2 (略)						
3 定期券及び条例別表第2第8号の表に規定する回数券は、再発行しない。					3 定期券及び条例別表第2第7号の表に規定する回数券は、再発行しない。						
別表（第5条、第7条、第11条の3関係）					別表（第5条、第7条、第11条の3関係）						
附属設備名			使用料		附属設備名			使用料			
			単位又は区分	金額				単位又は区分	金額		
新潟 県立 鳥屋 野潟 公園	多目的運動 広場(南側)	夜間 照明	野球場 1	(略)	1,130円	新潟 県立 鳥屋 野潟 公園	多目的運動 広場(南側)	夜間 照明	野球場 1	(略)	1,100円
			野球場 2		1,170円				野球場 2		1,140円
			サッカー場 1		720円				サッカー場 1		700円
			サッカー場 2		720円				サッカー場 2		700円
			サッカー場 3		1,050円				サッカー場 3		1,020円
	シャワー	(略)	シャワー	(略)							
新潟スタジアム	大型映像装置	基本 使用	(略)	営利を目的 としない場合	7,100円	新潟スタジアム	大型映像装置	基本 使用	(略)	営利を目的 としない場合	6,900円
				営利を目的 とする場合	14,200円					営利を目的 とする場合	13,800円

	広告加算	(略)	営利を目的としない場合 <u>6,900円</u>
			営利を目的とする場合 <u>13,800円</u>
電光掲示板	(略)	営利を目的としない場合 <u>6,300円</u>	
		営利を目的とする場合 <u>12,600円</u>	
放送設備		営利を目的としない場合 <u>2,200円</u>	
		営利を目的とする場合 <u>4,400円</u>	
照明設備	全点灯	(略)	営利を目的としない場合 <u>17,000円</u>
			営利を目的とする場合 <u>34,000円</u>
	3分の2点灯		営利を目的としない場合 <u>11,300円</u>
			営利を目的とする場合

	広告加算	(略)	営利を目的としない場合 <u>7,100円</u>
			営利を目的とする場合 <u>14,200円</u>
電光掲示板	(略)	営利を目的としない場合 <u>6,500円</u>	
		営利を目的とする場合 <u>13,000円</u>	
放送設備		営利を目的としない場合 <u>2,300円</u>	
		営利を目的とする場合 <u>4,600円</u>	
照明設備	全点灯	(略)	営利を目的としない場合 <u>17,500円</u>
			営利を目的とする場合 <u>35,000円</u>
	3分の2点灯		営利を目的としない場合 <u>11,600円</u>
			営利を目的とする場合

		とする場合 22,600円
2分の1点灯		営利を目的 としない場 合 8,500円
		営利を目的 とする場合 17,000円
3分の1点灯		営利を目的 としない場 合 5,700円
		営利を目的 とする場合 11,400円
5分の1点灯		営利を目的 としない場 合 3,400円
		営利を目的 とする場合 6,800円
遮音カーテン	(略)	189,000円
サッカー用具	(略)	3,800円
ラグビー用具		3,600円
陸上競技用具(写真判定 装置を除く。)		20,000円
写真判定装置		15,300円
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
3,000m障害物競技用具		500円

		とする場合 23,200円
2分の1点灯		営利を目的 としない場 合 8,700円
		営利を目的 とする場合 17,400円
3分の1点灯		営利を目的 としない場 合 5,900円
		営利を目的 とする場合 11,800円
5分の1点灯		営利を目的 としない場 合 3,500円
		営利を目的 とする場合 7,000円
遮音カーテン	(略)	194,400円
サッカー用具	(略)	3,900円
ラグビー用具		3,700円
陸上競技用具(写真判定 装置を除く。)		20,600円
写真判定装置		15,700円
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
3,000m障害物競技用具		510円

	走高跳競技用具			410円
	棒高跳競技用具			930円
	チケット売場	(略)		930円
サブグラウンド	放送設備	(略)		210円
	サッカー用具	(略)		620円
	ラグビー用具			930円
	陸上競技用具(写真判定装置を除く。)			9,100円
	(略)			
	(略)	(略)	(略)	
	3,000m障害物競技用具			510円
	走高跳競技用具			410円
	棒高跳競技用具			930円
野球場	大型映像装置	基本使用	(略)	営利を目的としない場合 3,800円
				営利を目的とする場合 7,600円
		広告加算		営利を目的としない場合 3,800円
				営利を目的とする場合 7,600円
	(略)	(略)	(略)	
	放送設備			営利を目的としない場合 310円
			営利を目的	

	走高跳競技用具			400円
	棒高跳競技用具			900円
	チケット売場	(略)		900円
サブグラウンド	放送設備	(略)		200円
	サッカー用具	(略)		600円
	ラグビー用具			900円
	陸上競技用具(写真判定装置を除く。)			8,800円
	(略)			
	(略)	(略)	(略)	
	3,000m障害物競技用具			500円
	走高跳競技用具			400円
	棒高跳競技用具			900円
野球場	大型映像装置	基本使用	(略)	営利を目的としない場合 3,700円
				営利を目的とする場合 7,400円
		広告加算		営利を目的としない場合 3,700円
				営利を目的とする場合 7,400円
	(略)	(略)	(略)	
	放送設備			営利を目的としない場合 300円
			営利を目的	

		とする場合 600円
報道中継設備		営利を目的 としない場 合 <u>3,500円</u>
		営利を目的 とする場合 <u>7,000円</u>
照明 設備	全点灯	営利を目的 としない場 合 <u>22,700円</u>
		営利を目的 とする場合 <u>45,400円</u>
		営利を目的 としない場 合 <u>15,100円</u>
	3分の2点灯	営利を目的 とする場合 <u>30,200円</u>
		営利を目的 としない場 合 <u>7,600円</u>
	3分の1点灯	営利を目的 とする場合 <u>15,200円</u>
ピッチングマシン	(略)	<u>400円</u>
バッティングゲージ		300円
簡易外野フェンス	(略)	<u>300円</u>

		とする場合 620円
報道中継設備		営利を目的 としない場 合 <u>3,600円</u>
		営利を目的 とする場合 <u>7,200円</u>
照明 設備	全点灯	営利を目的 としない場 合 <u>23,300円</u>
		営利を目的 とする場合 <u>46,600円</u>
		営利を目的 としない場 合 <u>15,500円</u>
	3分の2点灯	営利を目的 とする場合 <u>31,000円</u>
		営利を目的 としない場 合 <u>7,800円</u>
	3分の1点灯	営利を目的 とする場合 <u>15,600円</u>
ピッチングマシン	(略)	<u>410円</u>
バッティングゲージ		310円
簡易外野フェンス	(略)	<u>310円</u>

新潟 県立 紫雲 寺記 念公 園	オートキャ ンプサイト		(略)	(略)	(略)	
			洗濯機		210円	
			(略)		(略)	
	屋内 運動 施設	体育 館	(略)			
暖房設備			(略)	490円		
新潟 県立 植物 園	研修室		ビデオプロジェクター	(略)	1,540円	
			スライド機		1,540円	
			資料提示装置		1,540円	
			8ミリビデオカメラ		1,540円	
			テレビ		1,030円	
			ビデオデッキ		1,030円	
			MDプレイヤー		1,180円	
			ライティングブック		1,180円	
			可動式拡声装置		1,180円	
			固定式拡声装置	(略)	2,960円	
			マイクロホン	(略)	730円	
			冷房 設備	全面使用	(略)	310円
				(略)		(略)
			暖房 設備	全面使用		330円
	半面使用			170円		

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の新潟県都市公園条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟 県立 紫雲 寺記 念公 園	オートキャ ンプサイト		(略)	(略)	(略)	
			洗濯機		200円	
			(略)		(略)	
	屋内 運動 施設	体育 館	(略)			
暖房設備			(略)	480円		
新潟 県立 植物 園	研修室		ビデオプロジェクター	(略)	1,500円	
			スライド機		1,500円	
			資料提示装置		1,500円	
			8ミリビデオカメラ		1,500円	
			テレビ		1,000円	
			ビデオデッキ		1,000円	
			MDプレイヤー		1,150円	
			ライティングブック		1,150円	
			可動式拡声装置		1,150円	
			固定式拡声装置	(略)	2,880円	
			マイクロホン	(略)	710円	
			冷房 設備	全面使用	(略)	300円
				(略)		(略)
			暖房 設備	全面使用		320円
	半面使用			160円		

備考 (略)





新潟コンベンションセンター等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第28号

新潟コンベンションセンター等規則の一部を改正する規則

新潟コンベンションセンター等規則（平成14年新潟県規則第155号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第7条、第11条関係）				別表第1（第2条、第7条、第11条関係）			
	区分	単位	使用料(円)		区分	単位	使用料(円)
舞台 設備	仮設ステージA	1台に	1,540	舞台 設備	仮設ステージA	1台に	1,500
	仮設ステージB	つき1	1,540	仮設ステージB	つき1	1,500	
	仮設ステージC	日	1,030	仮設ステージC	日	1,000	
	仮設ステージD		510	仮設ステージD		500	
	バック幕A	1枚に	5,140	バック幕A	1枚に	5,000	
	バック幕B	つき1 日	2,570	バック幕B	つき1 日	2,500	
	<b>袖幕</b>	1組に	1,540	<b>そで幕</b>	1組に	1,500	
	一文字幕	つき1 日	4,110	一文字幕	つき1 日	4,000	
	吸音幕	1枚に つき1 日	1,540	吸音幕	1枚に つき1 日	1,500	
	演台	1卓に	1,030	演台	1卓に	1,000	
	花台	つき1	310	花台	つき1	300	
	司会台	日	510	司会台	日	500	
	金びょうぶ	1双に つき1 日	1,230	金びょうぶ	1双に つき1 日	1,200	
照明 設備	平凸レンズスポットライト	1台に つき1	1,030	照明 設備	平凸レンズスポットライト	1台に つき1	1,000
	フレネルレンズスポットライト	日	1,030	フレネルレンズスポットライト	日	1,000	
	エリプソイダルスポットライト		1,030	エリプソイダルスポットライト		1,000	
	ピンスポットライトA		3,090	ピンスポットライトA		3,000	
	ピンスポットライトB		6,690	ピンスポットライトB		6,500	
音響 設備	会議システム（議長用）	1台に つき1	510	音響 設備	会議システム（議長用）	1台に つき1	500
	会議システム（参加者用）	日	510	会議システム（参加者用）	日	500	
	移動型スピーカーA	1式に つき1 日	3,090	移動型スピーカーA	1式に つき1 日	3,000	
	移動型スピーカーB	1台に つき1	1,030	移動型スピーカーB	1台に つき1	1,000	

		日	
	ダイナミックマイク	1本につき1日	1,030
	コンデンサマイク	日	1,540
	ハンド型ワイヤレスマイク		1,030
	タイピン型ワイヤレスマイク	1個につき1日	1,030
	音響ワゴン	1台につき1日	3,090
	音響機器卓 A	1卓につき1日	2,570
	音響機器卓 B		1,030
映像設備	映像機器卓 A	1卓につき1日	2,060
	映像機器卓 B		2,060
	映像機器卓 C	日	3,090
	A V 機器卓		5,660
	映像ワゴン	1台につき1日	4,110
	ビデオプロジェクター A		87,400
	ビデオプロジェクター B		66,900
	ビデオプロジェクター C		12,300
	高精細資料提示装置		10,300
	オーバーヘッドプロジェクター		2,060
	スライド映写機 A		11,300
	スライド映写機 B		2,060
	スクリーン A	1式につき1日	2,060
	スクリーン B		1,030
その他の設備	コードレス電話機 (PHS)	1台につき1日	1,340
	折畳み椅子	(略)	
	(略)	1卓につき1日	(略)
	バンケット用机		310
	ベルトインパーテーション	1本につき1日	310
	チェーンパーテーション		210
	(略)		
	展示パネル	1枚につき1日	210

		日	
	ダイナミックマイク	1本につき1日	1,000
	コンデンサマイク	日	1,500
	ハンド型ワイヤレスマイク		1,000
	タイピン型ワイヤレスマイク	1個につき1日	1,000
	音響ワゴン	1台につき1日	3,000
	音響機器卓 A	1卓につき1日	2,500
	音響機器卓 B		1,000
映像設備	映像機器卓 A	1卓につき1日	2,000
	映像機器卓 B		2,000
	映像機器卓 C	日	3,000
	A V 機器卓		5,500
	映像ワゴン	1台につき1日	4,000
	ビデオプロジェクター A		85,000
	ビデオプロジェクター B		65,000
	ビデオプロジェクター C		12,000
	高精細資料提示装置		10,000
	オーバーヘッドプロジェクター		2,000
	スライド映写機 A		11,000
	スライド映写機 B		2,000
	スクリーン A	1式につき1日	2,000
	スクリーン B		1,000
その他の設備	コードレス電話機 (PHS)	1台につき1日	1,300
	折畳みいす	(略)	
	(略)	1卓につき1日	(略)
	バンケット用机		300
	ベルトインパーテーション	1本につき1日	300
	チェーンパーテーション		200
	(略)		
	展示パネル	1枚につき1日	200

			日								
		展示パネル用スポットライト	1基につき1日		210			展示パネル用スポットライト	1基につき1日	200	
		電子ピアノ	1台につき1日		10,300			電子ピアノ	1台につき1日	10,000	
		卓上旗	1枚につき1日		210			卓上旗	1枚につき1日	200	
		賞状盆	1個につき1日		310			賞状盆	1個につき1日	300	
		レーザーポインター	1台につき1日		210			レーザーポインター	1台につき1日	200	
展示ホールの冷暖房設備	冷房設備	展示ホールの全面を使用する場合	1時間		27,600	展示ホールの冷暖房設備	冷房設備	展示ホールの全面を使用する場合	1時間	26,800	
		展示ホールの3分の2を使用する場合			18,400			展示ホールの3分の2を使用する場合			17,900
		展示ホールの3分の1を使用する場合			9,260			展示ホールの3分の1を使用する場合			9,000
	暖房設備	展示ホールの全面を使用する場合			27,100		暖房設備	展示ホールの全面を使用する場合			26,300
		展示ホールの3分の2を使用する場合			18,100			展示ホールの3分の2を使用する場合			17,600
		展示ホールの3分の1を使用する場合			9,050			展示ホールの3分の1を使用する場合			8,800
備考 (略)						備考 (略)					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定(第7条に係る場合に限る。)は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の規定(第11条に係る場合に限る。)は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第29号**

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(売りさばき手数料)</p> <p><b>第10条</b> 知事は、金融機関及び指定売りさばき人に対し、それぞれ次に定める額の証紙売りさばき手数料を交付する。</p> <p>(1) 金融機関 各年度において売りさばいた証紙の額面（証紙条例第5条第3項の規定により指定売りさばき人が買い受けた額を控除した額）の当該年度の合計額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定売りさばき人 次に掲げる額の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>別表</b>（第2条関係）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)及び(9)</u> <u>削除</u></p> <p>(10)～(94)の3 (略)</p> <p>(94)の4 <u>温泉湧出路増掘許可申請手数料</u></p> <p>(95) (略)</p> <p>(95)の2 <u>温泉の湧出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</u></p> <p>(95)の3 <u>温泉湧出路増掘のための施設等変更許可申請手数料</u></p> <p>(95)の4～(296) (略)</p> <p><u>(296)の2</u> <u>保育士試験全部免除申請手数料</u></p> <p>(297)～(406) (略)</p> <p><u>(407)から(414)まで</u> <u>削除</u></p>	<p>(売りさばき手数料)</p> <p><b>第10条</b> 知事は、金融機関及び指定売りさばき人に対し、それぞれ次に定める額の証紙売りさばき手数料を交付する。</p> <p>(1) 金融機関 各年度において売りさばいた証紙の額面（証紙条例第5条第3項の規定により指定売りさばき人が買い受けた額を控除した額）の当該年度の合計額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定売りさばき人 次に掲げる額の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>別表</b>（第2条関係）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> <u>一般旅券記載事項訂正事務手数料</u></p> <p><u>(9)</u> <u>削除</u></p> <p>(10)～(94)の3 (略)</p> <p>(94)の4 <u>温泉ゆう出路増掘許可申請手数料</u></p> <p>(95) (略)</p> <p>(95)の2 <u>温泉のゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</u></p> <p>(95)の3 <u>温泉ゆう出路増掘のための施設等変更許可申請手数料</u></p> <p>(95)の4～(296) (略)</p> <p>(297)～(406) (略)</p> <p><u>(407)</u> <u>削除</u></p> <p><u>(408)</u> <u>小型船舶検査手数料</u></p> <p><u>(409)</u> <u>船籍票記載事項変更書換え手数料</u></p>

(415)～(585) (略)	(410) <u>船籍票書換え手数料</u> (411) <u>船籍港変更後の船籍票交付手数料</u> (412) <u>船籍票再交付手数料</u> (413) <u>船籍票検認手数料</u> (414) <u>船籍簿の謄本又は抄本の交付手数料</u> (415)～(585) (略)
-----------------	---

附 則

この規則は、平成26年 4月 1 日から施行する。ただし、別表第 8 号及び第 9 号の改正は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第505号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額を次のとおり定め、平成26年4月1日から実施する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

試験、検査等の種類			手数料の額			
			単位	金額		
1 分析	(1) 定性分析	繊維及び付着物	1 試料 1 成分	4,750円		
	(2) 定量分析	ア 金属	(ア) 鉄鋼	1 試料 1 成分	4,500円	
			(イ) 非鉄金属	〃	6,730円	
		イ 繊維及び付着物	1 試料 1 成分	5,490円		
		ウ 水溶液	1 試料 1 成分	3,450円		
		エ 窯業材料（鋳物砂、耐火材料、鉱石、粘土、研磨剤、砂及び砂状物に限る。）	1 試料 1 成分	7,340円		
		オ 硫酸銅試験又は亜鉛付着量試験	1 試料 1 測定	7,140円		
		カ ホルマリン試験	(ア) 抽出による場合	1 試料 1 成分	5,130円	
			(イ) ホルムアルデヒド放散量測定	1 試料	6,550円	
	キ 試料調整	(ア) 硫酸銅試験	1 試料	3,610円		
		(イ) その他	〃	2,490円		
	(3) 機器分析	ア 機器による定性分析又は定量分析	(ア) エックス線回折試験	1 試料	7,050円	
			(イ) 赤外分光分析	〃	5,820円	
			(ウ) 蛍光エックス線分析	a 定性分析	〃	6,560円
				b 定量分析	1 試料 3 成分	2,770円
			(エ) エックス線マイクロアナライザー分析	a 定性分析	1 試料 1 測定	7,450円
				b カラーマッピング及びプロファイル	1 試料 1 成分	4,870円
			1 成分増すごとに		2,420円	
			(オ) プラズマ発光分光分析	1 試料 1 成分	8,130円	
			(カ) イオンクロマトグラフィーによる定量分析	〃	4,050円	
1 成分増すごとに				690円		
(キ) ONH分析			1 試料 1 成分	4,940円		
(ク) 炭素硫黄分析			〃	5,000円		
(ケ) ラマン分光分析			1 試料	2,700円		
(コ) エックス線光電子分析			〃	3,640円		
イ 試料調整			(ア) エックス線回折試験	1 試料	2,490円	
			(イ) 赤外分光分析	〃	7,680円	
			(ウ) 蛍光エックス線分析	〃	1,590円	
			(エ) エックス線マイクロアナライザー分析	〃	2,680円	
	(オ) プラズマ発光分光分析	a アルカリ融解を行う場合	〃	9,910円		
		b その他の溶解を行う場合	〃	3,210円		

2 測定	(1) 機械的測	ア 寸法測定	1 試料 5 箇所	4,060円
------	----------	--------	-----------	--------

定	イ 形状測定	1 試料 1 断面	3,990円
	ウ 真円度の測定	1 試料 1 断面	3,640円
	エ 表面粗さの測定	1 試料 5 箇所	2,700円
	オ ストレインメータによるひずみ量荷重の測定	1 試料 3 箇所	4,780円
	カ 残留応力測定	1 測定	3,600円
	キ エックス線による透過試験	1 試料 5 箇所	3,620円
	ク トルクの測定	1 試料	4,710円
	ケ 張力の測定	1 試料	5,370円
	コ 振動の測定	1 測定	3,590円
	サ 圧力の測定	1 試料	3,650円
	シ 回転数の測定	1 試料	2,470円
	ス 粘度測定試験	1 試料	3,570円
	(2) 電氣的測定	ア 電圧、電流、抵抗又は電力の測定	1 試料 1 時間
イ 周波数特性、誘電率又は透磁率の測定		1 試料 1 時間	3,590円
ウ 磁束密度の測定		1 試料	2,460円
エ 雑音端子電圧、伝導妨害波又は雑音電力の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合		1 試料 1 時間	3,590円
(イ) 電波暗室(登録)を使用する場合		〃	8,350円
オ 放射電界強度の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合		1 試料 1 時間	3,590円
(イ) 電波暗室(登録)を使用する場合		〃	8,350円
(3) 光学的測定	カ 騒音の測定	1 測定	3,570円
	ア 顕微鏡試験 (ア) 走査型電子顕微鏡観察 a 分析装置を使用しない場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	5,560円 340円
	b 分析装置を使用する場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	7,990円 830円
	(イ) 金属顕微鏡観察	1 断面 3 視野まで 1 断面 3 視野を超え 1 視野増すごとに	6,130円 350円
	(ウ) 実体顕微鏡観察又はデジタルマイクロスコープ観察	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	2,460円 80円
	(エ) 走査型プローブ顕微鏡観察	1 試料 3 視野ま	6,950円



		(オ) レーザー顕微鏡観察	で 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに 1 試料 3 視野ま で 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	710円 3,800円 750円
		イ 可視分光分析試験又は紫外分光分析 試験 (ア) 分光分析試験 (イ) 分光測色試験	1 試料 "	2,910円 5,590円
		ウ 色差計による測色又は色差試験	1 試料	2,470円
		エ 光沢試験	1 試料	2,470円
	(4) 熱的測定	ア 熱分析 (示差走査熱量分析、示差熱 分析又は熱膨張率測定)	1 試料	5,060円
		イ 熱伝導率 (簡易なもの)	1 試料	3,590円
		ウ 赤外線放射量 (放射率を含む。)	1 試料	5,950円
		エ 温度の測定 (ア) サーモグラフィによる場合 (イ) その他の場合	1 試料 1 試料 5 箇所ま で 1 試料 5 箇所を 超え 1 箇所増す ごとに	4,970円 2,680円 230円
		オ 熱応力試験	1 試料	3,720円
3 試験	(1) 強度試験	ア 引張り試験、圧縮試験、抗折試験、 曲げ試験又はせん断試験	1 試料	3,630円
		イ 衝撃試験	1 試料	3,590円
		ウ 硬さ試験 (ア) 研磨の必要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇 所増すごとに	3,330円 220円
		(イ) 研磨の不要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇 所増すごとに	2,450円 220円
		エ 超微小硬さ試験	1 試料	2,470円
		オ 疲労試験	1 試料 1 時間	310円
	(2) 材料性状 試験	ア プラスチック及び複合材 (ア) 密度測定 (イ) ガラス含有量測定 (ウ) 荷重たわみ温度測定 (エ) 接触角測定 (オ) 試料調整	1 試料 " " " "	4,690円 5,820円 7,440円 3,570円 3,600円
		イ 窯業材料及び土石類		

	(ア) 粒度分析	1 試料	5,170円
	(イ) 乾燥収縮率試験	〃	2,510円
	(ウ) 焼成収縮率試験	〃	3,730円
	(エ) 吸水率測定	〃	2,580円
	(オ) 比重測定	〃	2,460円
	(カ) 水分測定	〃	1,790円
	(キ) 粒度測定又は粘土分測定	〃	2,700円
	(ク) 試料調整	〃	3,600円
	ウ 木材物性試験 (密度、含水率、吸湿性及び収縮率に限る。)	1 試料	3,580円
	エ 繊維		
	(ア) 加ねん回数試験	1 試料	2,460円
	(イ) 織度測定試験		
	a 織度測定	〃	2,460円
	b 織度むら測定	〃	2,910円
	(ウ) 糸検尺試験	1,000メートル	2,090円
	(エ) 含水率測定試験	1 試料	3,190円
	(オ) 原料定性試験		
	a 物理試験	〃	3,570円
	b 化学試験	〃	4,240円
	(カ) 混紡率試験		
	a 物理試験	1 試料 1 成分	4,910円
	b 化学試験	〃	5,440円
	(キ) 染料の部属試験	1 試料	3,590円
	(ク) 連続引張試験	〃	4,730円
(3) 加工特性試験	ア 金属材料の成形性試験	1 試料	5,850円
	イ 繊維		
	(ア) 抱合力試験又は糸平滑性試験	1 試料	3,570円
	(イ) 巻縮率試験又は弾性率試験	〃	2,910円
	(ウ) 編目長試験又は織縮率試験	〃	2,460円
	(エ) 精練漂白試験又は浸染試験	〃	3,050円
(4) 電気試験	ア 絶縁耐圧試験	1 試料	1,780円
	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験		
	(ア) 雷サージイミュニティ試験	1 試料 1 時間	2,010円
	(イ) その他の試験		
	a 電波暗室 (登録) を使用しない場合	〃	3,590円
	b 電波暗室 (登録) を使用する場合	〃	8,350円
(5) 表面処理試験	ア 膜厚試験		
	(ア) 顕微鏡による試験	1 試料 1 箇所 1 成分	5,820円
	(イ) 蛍光エックス線膜厚測定	〃	4,190円
	(ウ) その他の方法による試験	〃	3,580円
	イ 密着性試験	1 試料 1 箇所	3,580円
	ウ 試料調整	1 試料	2,510円
(6) 塗装試験	硬さ、密着、耐摩耗又は耐薬品性試験	1 試料	3,220円
(7) 耐食試験	ア 塩水噴霧試験	1 試料 1 時間	210円
	イ キャス試験	1 試料 1 時間	260円
	ウ 試料調整	1 試料	2,510円

(8) 耐候性試験	ア 恒温恒湿槽を使用する場合	1 バッチ 1 時間	250円
	イ ビルトインチャンバーを使用する場合	1 バッチ 1 時間	320円
	ウ サンシャインウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	340円
	エ カーボンアーク燈光による耐光試験 (ア) 照射10時間以下 (イ) 照射10時間を超え20時間以下 (ウ) 照射20時間を超え40時間以下 (エ) 照射40時間を超え100時間以下	1 試料 1 試料増すごとに 1 試料 1 試料増すごとに 1 試料 1 試料増すごとに 1 試料 1 試料増すごとに	2,530円 220円 2,600円 220円 2,760円 220円 3,070円 220円
(9) 耐久性試験	ア 熱衝撃試験	1 バッチ 1 時間	270円
	イ 加速寿命試験	1 試料 1 時間	140円
	ウ 振動衝撃試験 (ア) 振動試験 (イ) 衝撃試験	1 試料 1 時間 〃	2,370円 2,370円
	(10) 製品性能試験	ア スキー及びびスノーボード (ア) 曲げ弾性試験 (イ) ビス保持試験 (ウ) 曲げ疲労試験 (エ) ねじり強度試験 (オ) 曲げ破壊強度試験 (カ) 温度特性試験	1 箇所 〃 〃 〃 〃 1 試料 1 時間
イ 家具 (ア) 繰返し衝撃試験 (イ) 繰返し開閉試験 (ウ) 繰返し荷重試験		1 試料4,000回 1 試料10,000回 1 試料50回	4,490円 3,600円 3,600円
ウ 窯業製品 (冷凍融解試験)		1 バッチ 1 時間	190円
エ 繊維製品 (ア) 風合試験 (イ) 毛羽測定試験 (ウ) 通気性試験又は保温度試験 (エ) 燃焼性試験 a ドライクリーニングを要する場合 b ドライクリーニングを要しない場合 (オ) 摩擦溶解試験 (カ) 引き裂き強度試験、防すう度試験又は破裂試験 (キ) 収縮度試験、摩耗試験 (ニット) 又は水分平衡質量試験 (ク) 滑脱抵抗力試験又は剥離試験 (ケ) 耐水度試験又ははつ水度試験 (コ) 繊維の静電気測定試験 a 恒温恒湿槽を使用する場合 b 恒温恒湿槽を使用しない場合		1 試料 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	7,040円 2,450円 3,870円 4,700円 3,580円 3,570円 3,570円 3,570円 3,570円 3,720円 2,460円 3,950円 2,460円

		(㉠) 染色堅ろう度試験 a 洗濯試験、熱湯試験、汗試験、染色摩擦試験、酸化窒素ガス試験又はホットプレッシング試験 b 漂白試験又は塩素処理水試験  (㉡) 透湿性試験 (㉢) 厚さ試験 (㉣) ピリング試験又はスナッグ試験	〃 1 試料増すごとに  1 試料 1 試料増すごとに 1 試料 〃 1 試料	2,510円 240円 4,030円 690円 3,600円 4,020円 3,570円
	(11) 測定機器試験	ア マイクロメータ イ ダイヤルゲージ ウ 温度計 エ ノギス オ ロックウェル硬度計	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	5,810円 4,680円 8,790円 3,570円 9,910円
4 計算及び解析	写真撮影	高速ビデオ撮影	1 件 1 時間	3,580円
5 企画及び設計	(1) デザイン	コンピュータ等の機器を利用した図面、色見本又は繊維図案等の試作	1 柄 配色変更 1 回ごとに	4,270円 250円
	(2) 繊維	ア 組織分解 (ア) 経方向×緯方向400以下 (イ) 経方向×緯方向401以上1,600以下 (ウ) 経方向×緯方向1,601以上3,600以下 (エ) 経方向×緯方向3,601以上6,400以下 (オ) 経方向×緯方向6,401以上10,000以下 (カ) 経方向×緯方向10,001以上22,500以下 (キ) (ア)から(カ)まで以外のもの  イ 織物密度試験 (ア) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり20本以下 (イ) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり21本以上	1 試料 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 1 試料 〃	3,130円 4,250円 4,920円 5,820円 6,940円 8,060円 9,180円 1,560円 2,450円
6 情報の提供		情報の提供	1 件	実費相当額
7 カラー複写		カラー複写(試験及び技術指導に係る複写に限り、1原稿につき3枚を限度とする。)	1 枚	実費相当額
8 成績書の副本		成績書の副本	1 通	1,260円

## ◎新潟県告示第506号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則第4条の規定により、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額を次のとおり定め、平成26年4月1日から実施する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

機 械 器 具	貸付料の額（1時間につき）
1 金属加工機械	
(1) 旋盤	1,500円
(2) フライス盤	1,390円
(3) 試料切断機	1,380円
(4) 試料研磨機	1,370円
(5) プレス機	1,960円
2 繊維加工機械	
(1) のり付け試験機	1,540円
(2) パッドスチーマ	1,600円
(3) 高温染色試験機	1,430円
(4) 染色用ソフト巻機	1,350円
(5) 検ねん機	1,350円
(6) 意匠ねん糸機	1,800円
(7) 織機	1,240円
(8) 無縫製編機	1,260円
3 測定試験機器	
(1) 万能投影機	1,350円
(2) 金属顕微鏡	1,350円
(3) 硬さ計	1,330円
(4) 万能材料試験機	1,400円
(5) 形状粗さ測定機	1,390円
(6) 恒温恒湿槽	200円
(7) 三次元座標測定機	1,750円
(8) 蛍光X線膜圧測定機	1,490円
(9) 工具顕微鏡	1,460円
(10) 真円度測定機	1,430円
(11) 高速度ビデオ装置	1,350円
(12) フィールドバランサー	1,350円
(13) スキー曲げ試験機	1,350円
(14) スキー用ねじり試験機	1,350円
(15) ビルトインチャンバー	270円
(16) 炭素硫黄分析装置	1,730円
(17) EMC試験システム	1,360円
(18) X線マイクロアナライザー	1,560円
(19) I C I型メース試験機	1,350円
(20) pH・ORPメータ	1,360円
(21) X線回折装置	1,350円
(22) X線残留応力測定装置	1,350円
(23) 圧電型動力計	1,350円
(24) 糸むら測定装置	1,350円
(25) インピーダンス測定装置	1,370円
(26) オシロスコープ	1,360円
(27) 分光測色計	1,350円

(28) 屈折率計	1,350円
(29) 蛍光X線分析装置	1,930円
(30) 毛羽試験機	1,350円
(31) 色彩色差計(色彩計又は色彩解析計)	1,350円
(32) 磁気測定器(磁束計)	1,340円
(33) 自記分光光度計	1,350円
(34) 実体顕微鏡(デジタルマイクロスコープ)	1,350円
(35) 自動糸伸縮率測定器	1,350円
(36) 自動強伸度試験機	1,350円
(37) ハイブリッドレコーダ(データロガー)	1,350円
(38) 衝撃試験機	1,370円
(39) 落球衝撃試験機	1,350円
(40) スペクトラムアナライザー	1,350円
(41) 静電気測定器	1,340円
(42) 静電気許容度試験器	1,370円
(43) 騒音計	1,340円
(44) 摩擦堅ろう度試験機	1,350円
(45) 洗濯堅ろう度試験機	1,440円
(46) 走査型電子顕微鏡	1,560円
(47) 超音波探傷システム	1,350円
(48) 張力計	1,350円
(49) デジタルマルチメータ	1,340円
(50) デニールコンピュータ	1,350円
(51) 電子分析天びん	1,350円
(52) 電波暗室(次号に掲げるものを除く。)	1,410円
(53) 電波暗室(登録)	3,850円
(54) 熱応力測定器	1,510円
(55) 熱画像装置	1,520円
(56) ネットワークアナライザー	1,340円
(57) 熱分析装置	1,330円
(58) 標準信号発生器	1,340円
(59) I C I型ピリングテスター	1,350円
(60) 風合計量測定装置	1,350円
(61) 赤外分光光度計	1,370円
(62) プラズマ発光分光分析装置	1,550円
(63) 振動計	1,350円
(64) 粒度分布測定装置	1,350円
(65) ロータップ型標準ふるい器	1,350円
(66) 電力計	1,340円
(67) 疲労試験機	220円
(68) レーザ測長器(運動精度測定システムを含む。)	1,350円
(69) 破裂試験機	1,350円
(70) 45° 燃焼性試験機	1,350円
(71) 紫外線オートフェードメータ	1,390円
(72) 電源電圧許容度試験機	1,430円
(73) 定温乾燥器	1,370円
(74) 光ファイバースコープ	1,350円
(75) 熱伝導率測定装置	1,370円
(76) O N H分析装置	1,550円

(77) 加速度寿命試験機 (プレッシャークッカー)	100円
(78) エキシマ光源照射装置	1,350円
(79) 接触角計	1,350円
(80) フェライトスコープ	1,350円
(81) ロータ型粘度計	1,350円
(82) フォースゲージ	1,370円
(83) 保温性試験機	1,530円
(84) CCM装置	1,340円
(85) 風速計	1,350円
(86) 自動蒸留試験装置	1,350円
(87) イオンクロマトグラフ	1,350円
(88) 含水率計	1,350円
(89) X線透視装置	1,370円
(90) 高圧プローブ	1,330円
(91) 光沢度計 (グロス計)	1,330円
(92) 三次元構造解析顕微鏡	1,340円
(93) 照度計	1,330円
(94) 織布耐水度試験機	1,340円
(95) 振動試験機	1,700円
(96) 絶縁耐圧試験器	1,340円
(97) 絶縁抵抗計	1,330円
(98) 走査型プローブ顕微鏡	1,370円
(99) 超音波厚さ計	1,330円
(100) 通気性試験機	1,470円
(101) デジタル温度計	1,330円
(102) 電磁膜圧計	1,330円
(103) 透過率測定器 (ヘイズ計)	1,340円
(104) 熱衝撃試験機	180円
(105) 熱物性測定装置	1,420円
(106) 平面レーザ干渉システム	1,340円
(107) G-T E Mセル	1,330円
(108) 漏れ電流測定器	1,330円
(109) レーザ顕微鏡	1,560円
(110) 光パワーメータ	1,340円
(111) レーザーラマン分光光度計	1,820円
(112) 非接触三次元測定機	1,460円
(113) 高圧蒸気滅菌器	1,400円
(114) デジタルトルクレンチ	1,340円
(115) 静電容量型変位計	1,330円
(116) レーザー変位計	1,400円
(117) ウォーターバス	1,370円
(118) 薄膜測定システム	1,480円
(119) ドラフトチャンバー	1,480円
(120) シールド効果評価器	1,370円
(121) ガスクロマトグラフ質量分析装置	1,440円
(122) 光電子分光分析装置	1,540円
(123) 気中パーティクルカウンター	1,330円
(124) 低温恒温水槽	90円
(125) YAGレーザ (1キロワット)	1,700円

(126) 超音波洗浄器	1,340円
(127) 分光放射輝度計	1,420円
(128) プリズムカプラー式屈折率測定装置	1,480円
(129) デジタルタコメータ	1,330円
(130) 液体クロマトグラフ	1,360円
(131) 酸化窒素ガス染色堅ろう度試験機	1,330円
(132) CNC画像測定機	1,540円
(133) GMサーベイメータ	1,350円
(134) シンチレーションサーベイメータ	1,200円
(135) 金属材料腐食評価装置	1,210円
(136) 摩耗試験機	1,340円
(137) 引裂度試験機	1,200円
(138) ガスクロマトグラフ	1,260円
(139) プレス加工摩擦係数測定装置	1,560円
(140) 摩擦溶融試験機	1,210円
(141) デジタル測長器	1,200円
(142) スプレーテスター	1,200円
(143) 洗濯試験機	1,290円
(144) 家具強度試験機	1,250円
(145) 可搬式粗さ計	1,200円
(146) ロードセル	1,210円
(147) 薄膜硬度計	1,350円
4 その他	
(1) デザインCADシステム	1,360円
(2) 直流電源	1,350円
(3) 交流安定化電源	1,350円
(4) 電気マッフル炉	1,390円
(5) 真空熱処理炉	2,310円
(6) クリーンベンチ	1,350円
(7) プラスチック試料燃焼装置	1,490円
(8) 構造解析システム	1,340円
(9) 標準光源装置	1,370円
(10) 真空ポンプ	1,210円
(11) 真空デシケータ	1,210円
(12) マスクアライナー	1,700円
(13) スピンコーター	1,250円
(14) ホットプレート	1,230円
(15) 真空乾燥器	1,220円
(16) 放電プラズマ焼結機	2,670円
(17) 滅菌用電子線照射装置	2,480円
(18) ロータリエバポレータ	1,200円
(19) 遠心分離器	1,230円



## ◎新潟県告示第507号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（平成23年 4 月新潟県告示第471号）は、平成26年 3 月31日限り廃止する。

平成26年 3 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

---

## ◎新潟県告示第508号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（平成23年 4 月新潟県告示第472号）は、平成26年 3 月31日限り廃止する。

平成26年 3 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

教育委員会規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

**新潟県教育委員会規則第3号**

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成17年新潟県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
<b>別表（第2条関係）</b>			<b>別表（第2条関係）</b>		
附属設備名	単位	基準額（円）	附属設備名	単位	基準額（円）
電光表示装置設備	1時間につき	1,030	電光表示装置設備	1時間につき	1,000
放送設備		510	放送設備		500
照明設備（通常の2倍の明るさ）		1,030	照明設備（通常の2倍の明るさ）		1,000
照明設備（通常の3倍の明るさ）		2,060	照明設備（通常の3倍の明るさ）		2,000
競泳競技用備品	一式1時間につき	1,030	競泳競技用備品	一式1時間につき	1,000
シンクロナイズドスイミング競技用備品		1,030	シンクロナイズドスイミング競技用備品		1,000
水球競技用備品		1,030	水球競技用備品		1,000
水中モニターシステム		1,030	水中モニターシステム		1,000
スパッティング	1時間につき	510	スパッティング	1時間につき	500
別記第1号様式（第3条関係）（略）			別記第1号様式（第3条関係）（略）		

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

新潟県教育委員会

委員長 栗 田 修 行

**新潟県教育委員会規則第 4 号**

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和 32 年新潟県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第23条</b>（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 節 の 2</b> <u>授業料等未納者に対する措置</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>授業料等未納者に対する出席停止措置</u>）</p> <p><b>第23条の 2</b> <u>校長は、授業料又は入学料（以下「授業料等」という。）が、督促状の指定期限から起算して3月を経過しても納付されないときは、当該授業料等を納めなかった生徒（以下この節において「当該生徒」という。）に対して、出席停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>校長は、前項の規定により出席停止を命ずるときは、当該生徒に対して、出席停止の予告をしなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>授業料等未納者に対する除籍措置</u>）</p> <p><b>第23条の 3</b> <u>校長は、前条第 1 項の規定により出席停止を命じられた生徒の授業料等が出席停止を命じられた日から起算して2月を経過しても納付されないときは、当該生徒を除籍することができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>校長は、前項の規定により除籍するときは、当該生徒に対して、除籍の予告をしなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>報告</u>）</p> <p><b>第23条の 4</b> <u>校長は、前 2 条の規定により生徒に出席停止を命じ、又は生徒を除籍したときは、すみやかに委員会に報告しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>その他の高等学校の規定の準用</u>）</p> <p><b>第42条の17</b>（略）</p> <p><u>2</u> <u>第23条の 2 から第23条の 4 までの規定は、後期課程に準用する。この場合において、第23条の 2 中「入学料」とあるのは「入学料相当額」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>高等学校の規定の準用</u>）</p> <p><b>第50条の 7</b> <u>第 7 条、第 9 条の 2、第14条、第15条、第17条、第23条第 1 項、第23条の 2 から第23条の 4、第25条第 2 項及び同条第 3 項、第27条、第29</u></p>	<p><b>第23条</b>（略）</p> <p style="text-align: center;">（<u>その他の高等学校の規定の準用</u>）</p> <p><b>第42条の17</b>（略）</p> <p style="text-align: center;">（<u>高等学校の規定の準用</u>）</p> <p><b>第50条の 7</b> <u>第 7 条、第 9 条の 2、第14条、第15条、第17条、第23条第 1 項、第25条第 2 項及び同条第 3 項、第27条、第29条から第29条の 3 まで、第36条及</u></p>

条から第29条の3まで、第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、幼稚園に準用する。

び第40条の2から第42条までの規定は、幼稚園に準用する。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

---

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の運営等に関する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

新潟県教育委員会

委員長 栗 田 修 行

### 新潟県教育委員会規則第 5 号

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の運営等に関する規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例（平成26年新潟県条例第61号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定めるものとする。

(役割)

**第 2 条** 委員会は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的な知見からの審議等
- (2) 県立学校における重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査
- (3) 自殺等に至った県立学校児童生徒の保護者から原因究明の調査の要望がある場合について、自殺等に至るまでに起きた事実の調査

(調査審議等)

**第 3 条** 条例第 3 条第 1 号の調査審議等は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的な知見からの審議を行い、教育委員会に建議することとする。

(調査)

**第 4 条** 条例第 3 条第 2 号及び第 3 号の調査は、次の方法により行う。

- (1) 学校から条例第 3 条第 2 号及び第 3 号の事態の初期の調査の報告を受けた教育委員会は、速やかに初期の調査結果等を委員会会長に連絡する。
- (2) 会長は速やかに委員会を招集し、事実関係を明確にするための調査を開始する。
- (3) 委員会は、調査に当たり、調査内容及び調査方法を検討し、会議の決定により臨時委員及び調査員の追加が必要とされた場合、会長が教育委員会にその旨の意見を述べる。

(委員の選任)

**第 5 条** 条例第 4 条第 2 項の委員は、中立性・公平性を確保するため、各分野に係る組織・団体からの推薦により選任する。

(委員の解嘱)

**第 6 条** 条例第 4 条第 5 項の「必要があると認めるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 委員にふさわしくない非行があったとき
- (2) 活動及び目的達成に著しい問題がある場合
- (3) 本人から解嘱の申し出があった場合
- (4) その他特別の理由がある場合

(委員の調査の制限)

**第 7 条** 委員会は、調査において委員が中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があると認められるときは、当該の委員を除く会議の決定により、当該の委員の調査への参加が制限されるものとする。

2 前項の対応をした場合、会長は教育委員会に、その理由を示して報告するものとする。

(特別の事項)

**第 8 条** 条例第 5 条第 1 項の「特別の事項」とは、委員以外の見識を有する者の調査が必要な事項をいう。

(調査員の必要性)

**第 9 条** 条例第 5 条第 2 項の「専門の事項を調査させるため必要があるとき」とは、委員及び臨時委員だけでは調査が難しい場合をいう。

(臨時委員及び調査員の委嘱)

**第 10 条** 条例第 5 条第 3 項の委嘱は、第 4 条第 3 号の意見を受けた教育委員会が、特別の事項又は専門の事項の調査に必要な学識経験者その他専門性を有する者を、第 5 条と同様の方法により推薦を受け、当該校及び教育委員会並びに当該児童生徒及び保護者と利害関係を有しないことを確認した後に選任し、委嘱する。

(会議録の作成)

**第 11 条** 委員会は、会議を開催したときは議事録を作成しなければならない。

2 議事録は会長の指示を受けて教育委員会事務局が作成し、作成した議事録は会議に出席した委員及び臨時委員の全員から了承を得る。

(調査結果の報告等)

**第12条** 委員会は、条例第3条第2号及び第3号の調査に掲げる調査を終えたときは、調査の結果を書面により教育委員会に報告する。

2 教育委員会は、前項の報告を受けたときは、いじめを受けた児童生徒又はその保護者等に、調査により明らかになった事実関係について適切に説明する。その際は、他の児童生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮するものとする。

3 教育委員会は、第1項の調査結果を知事に報告する。なお、当該児童生徒又はその保護者等から所見をまとめた文書が提供された場合は、併せて当該文書を調査結果に添える。

(その他)

**第13条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。